

会社更生、民事再生、破産、特別清算、任意整理実務マニュアル

第1 倒産総論

1 倒産とは

(1)倒産の定義

バブル崩壊後の日本経済の不況のあおりを受け、昨今、会社の「倒産」が、新聞やテレビ等のメディアにおいて大きく取り上げられて社会の関心事となるとともに、1社の倒産に伴う連鎖倒産や倒産会社の経営者の自殺等、会社の倒産が副次的に生み出す社会問題も少なくありません。

そもそも、我々が往々にして耳にする会社の「倒産」とは、具体的にどのような意味なのでしょう。

我々の抱く「倒産」の大まかなイメージとしては、会社の収益が悪化し、資金繰りにも困窮し、経営破綻によって会社活動を存続できず、従業員に給料すら払えないような事態に陥ること、といった具合でしょうか。

法律上は中小企業倒産防止共済法に、「倒産」の定義について、

(イ)破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがなされること、

(ロ)手形交換所において、その手形交換所で手形交換を行っている金融機関が金融取引を停止する原因となる事実についての公表がこれらの金融機関に対してなされること、

と規定されています(中小企業倒産防止共済法第2条第2項)。

(イ)は、本書で後に解説する法的な再建手続、清算手続の申立てがなされることであり、(ロ)は、会社が手形の決済資金が準備できずに、6ヶ月以内に2度の不渡処分を受け、銀行取引が停止されてしまうということです。

「倒産」は、日常的にも、また法律的にも使用される言葉ですが、会社の経営状況が破綻するという意味において大差はありません。

そして会社が「倒産」した場合においても、会社をつぶしてたたんでしまうという選択肢だけではなく、経営の改善計画を練り直し、債務の弁済については一部免除を受けたり弁済期を繰り延べてもらうことによって、一度破綻した経営状況を再建し、会社を存続させていくという選択肢も存在するのです。

(2) 倒産状態に至る原因

倒産状態とは、会社の経営状況が破綻して、会社をたたむか、再建するかの選択肢を強いられるような状況です。会社が収益を上げられない状態が長期間継続し、それに伴って負債が累積し、資金繰りがパンクするという流れをたどります。

会社が収益を上げられない状態とは、売上げが減少し、経費がかさんでマイナス収支に陥ることです。売上げの減少は、取引量の減少あるいは取引単価の減少によってもたらされますが、その要因としては、自社の経営努力やサービス内容の改善努力の欠如といった内部要因から、競業会社の競争力の強化、景気の変動や流行の変化に伴う消費量そのものの減少といった外部要因まで様々なものがあります。経費の増加は、過大な設備投資、過剰な人材の雇用や、製造コスト、流通コスト等の増加によってもたらされます。

会社が収益を上げられない状態が継続すると、当然会社の負債は累積していきます。また、取引先が先に倒産するという事態が発生した場合、その取引先に対して回収できたはずの債権が回収不能になり、このような外部要因によっても負債額が一気に増加することがあります。負債の累積は、資金面で会社の正常な経営を圧迫するのみならず、何が何でも取引を受注し、営業を継続させなければならないという危機感を会社内に生じさせることになるため、かえって会社の利益にとって合理的でない取引(赤字取引等)を誘発し、さらに会社の経営状況を圧迫するという悪循環に陥る危険性も有しています。

しかし、会社の収益状態が悪化して負債が累積した場合であっても、それに見合う資金が調達できている限り、倒産状態には陥りません。大口の融資先(銀行等)や個人的な協力者が会社に資金を融通してくれる限り、手形の決済資金や、従業員への給料の支払いは滞らず、会社はこの間に収益を改善させて、経営状況を正常化させる方策を講じることが可能です。逆に収益状態が悪くない会社であっても、銀行の貸し渋り等が原因で、本来可能なはずの資金調達が実現できず、手形の不渡を出して倒産状況へと追い込まれるケースも存在します。

以上のように倒産状態とは、通常の場合においては会社の業績悪化と連動するものですが、最終的には資金繰りの不能によって惹起されるものということができるでしょう。

(3) 倒産の予防策

会社倒産後の再建、清算という話をする前に、倒産の一般的な予防策について、若干述べることにします。

会社やその経営者は、たとえある程度の収益を計上している現状であっても、以下のような視点を忘れることなく、倒産状況を事前に回避できるよう、会社活動の継続につとめていくことが必要です。

(イ)収益の向上

会社の収益を向上させるためには、収入（売り上げ）を増加させること、すなわち、取引量の増加及び取引単価の増加を目指すことが単純明快です。

新規の商品や新規サービスの開発、既存の取引先との関係の強化により、取引量を増加させ、また旧商品、旧サービスに付加価値を付け、類似商品、類似サービスとの違いを際立たせることで、取引単価の増加を目指します。

言葉で書くと単純かつ抽象的なものですが、会社経営者は自社の商品やサービスの特徴を十分に把握した上で、市場の動向や流行を調べ、競業他社の提供する商品やサービスの内容についても常に敏感であることが求められます。

このような経営努力をする会社と、そこそこの利益をあげている現状に満足しているだけの会社とでは、おのずと倒産に対するリスクが異なってくることは明らかでしょう。

(ロ)コストの削減

収入が増加したとしても、それに伴いコストが増大するのでは、会社の収益は一向に改善しません。逆に収入が減少しても、それ以上のコスト削減が実現できるのならば会社の収益は向上するのです。

収入をいかに残すかというコスト削減という視点も、収入をいかに増やすかという視点と同様、会社の体力を大きく左右します。不測の事態で収入が途絶えてしまった場合には、コスト率が高い会社ほど、負債が累積するスピードも速くなるのです。

コストは物的コスト（生産、製造費用、仕入費用、流通費用等）と人的コスト（従業員の賃金等）に分類できます。

物的コストの削減は、生産、製造工程のスリム化、原材料の大量仕入れや価格交渉、流通ルートのスリム化などによって実現されますが、これらを行うに際しても会社経営者が自社の商品やサービスの特徴と、それにいたるコストの内訳を十分に

把握した上で、他の取りうる手段や代替コストについてたえず敏感であるということが求められます。

人的コストの削減は、従業員の賃金の見直しやリストラによって実現することになります。しかし、物的コストの削減と異なり、人的コストの削減は、従業員の労働意欲を低下させ、会社の求心力の低下という事態を招く可能性が大きいので慎重に対応することが必要になります。

そして、人的コストの削減を行う場合であっても、その手続や内容は労働関係諸法や就業規則という規範に沿うものでなければなりません。例えば、合理的な理由がない解雇は判例上制限されていますし、退職金の支払いや解雇予告手当の支払いが必要になる場合もあります。これらの場合には、人的コストの削減を行なう際に一定程度の金銭を準備しておくことが必要になります。

(八)会社組織の見直し

会社の不採算部門を廃業したり、会社分割や事業譲渡による切り離しによって、会社の事業を収益が期待できる分野に縮小し、倒産の芽を事前に摘み取るという方法もあります。

会社組織の見直しを行うにあたっては、その方式によって会社法の規定を遵守することが必要となります。例えば株式会社において事業譲渡を行う際には、原則として株主総会での特別決議を経なければならないという制約が存在します。この場合は、事前に株主に対して十分な説明を行った上で、その理解、内諾を得ておくことが必要になります。

(二)資金の調達

会社が存続していく上で、運転資金は常に確保されていなければなりません。

手形の決済資金が欠ければ、銀行取引停止処分のリスクが現実化します。従業員の賃金の未払いや滞納が発生すれば、従業員のやる気、会社の求心力が低下するとともに、そのような事実の発覚によって、会社に対する悪評やマイナスイメージが世間にさらされるという危険も生じます。取引先に対する未払い、滞納があった場合もこれと同じで、取引を打ち切られてしまえば、会社にとって致命傷になり得ます。

資金の調達は、会社における内部留保、銀行あるいは公的機関からの融資という方法が普遍的ですが、増資（新株発行）や社債発行を行うことによっても可能とな

ります。

ただし、社債を引き受けてもらうためには、その会社が経営、信用において秀でていることが必要でしょうし、増資を引き受けてもらうためには、出資をしようとする者から見て、将来的な会社の成長や業積の拡大が見込めるということが大前提になります。

2 倒産時の選択肢

(1) 清算型と再建型

会社が倒産状況に陥ったときに、このまま会社をたたむのか（清算型）、それとももう一度やり直すか（再建型）という選択を迫られることとなります。

清算型を選択した場合には、会社は営業活動を停止し、その有する全ての財産を換価するなどして債務の弁済にあてることとなります。再建型を選択した場合には、再建計画に従って営業活動を継続し、債務の一部免除や弁済期の繰り延べを行って、会社の建て直しが行われることとなります。

さらに清算型、再建型それぞれについて、裁判所を通じた手続を行っていくのか（法的整理）、それとも裁判外で手続を行っていくのか（任意整理）という選択肢が存在します。

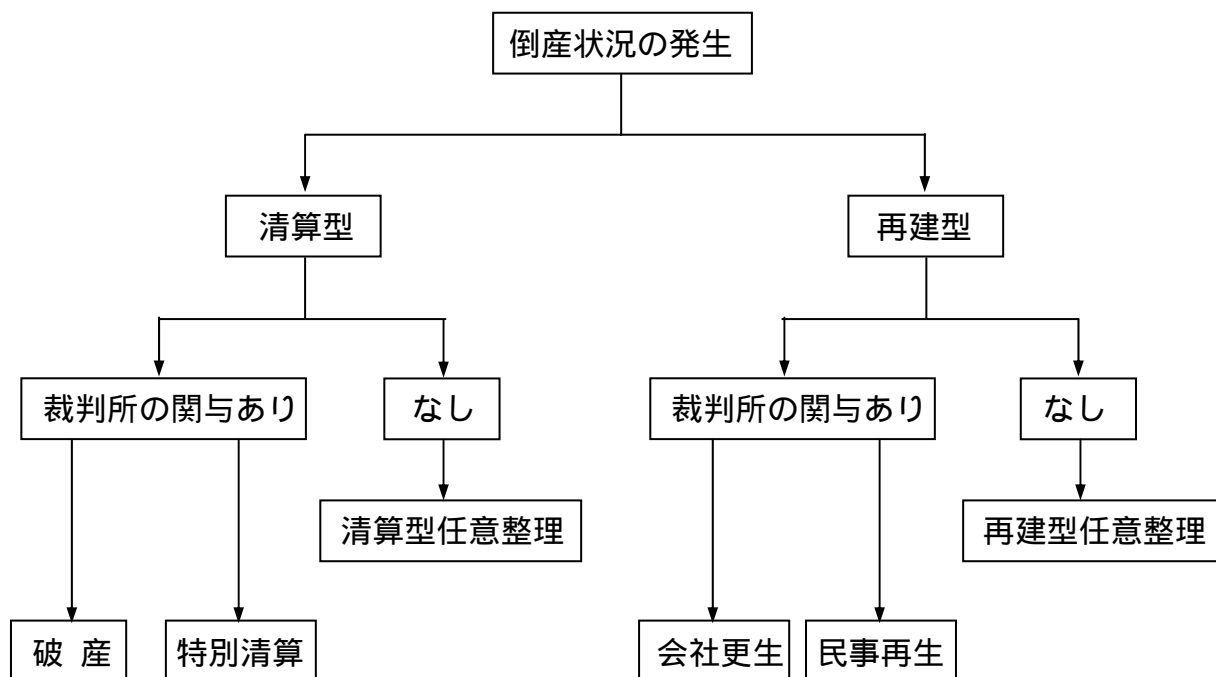
法的整理を選択した場合には裁判所が手続に関与しますから、公平性、確実性が担保される一方で、予納金等の費用が発生したり、手続規定を逐一遵守する必要が生じたり、また法的手続を行っていることが公知となり、世間からマイナスイメージを植えつけられやすいといった一面も有します。

任意整理は、会社と債権者とが個別の合意をすることによって清算ないし再建をすすめていくため、より柔軟な再建計画や弁済計画を立案することが可能であるとともに、費用面でも優れているといえます。しかし、債権者の同意を取り付けるために多大な労力や時間を要することもありますし、一部の債権者が抜け駆けをしたりする危険性や、債権者間の力関係が不平等である場合には、公平な処理が困難になるといった危険性を有しています。

清算型の法的手続は、破産（破産法）、特別清算（会社法）の二種類があり、再建型の法的手続は、会社更生（会社更生法）、民事再生（民事再生法）の二種類があります。

任意整理も、清算型、再建型の二種類に分類することは可能ですが、手続や内容を規制する特別の法律は存在しません。

(2) 清算型と再建型のフローチャート



(3) 再建型を選択するための条件

会社、会社経営者の多くは、たとえ倒産状況に陥った場合であっても、まず再建の方法を模索することと思われます。長年継続してきた事業を何とか続けて行きたいという感情、今まで会社を支えてきた従業員の立場を思えば、会社をたたむという決断はなかなか下しにくいものです。

例えば、会社経営者のワンマン経営による資金の無駄遣い等によって倒産状況がもたらされた場合には、経営者の交代や、経営の相互監視等によって再建を行うことは容易でしょう。また燃料や食品といった相場が変動しやすい原料の調達コストの増加が原因で倒産状況がもたらされた場合にも、再建の可能性は高いといえます。

一方、商品の需要そのものが衰退して、慢性的に売上げが減少しているといった倒産状況においては、同種の事業を継続して会社の再建をはかることはほぼ不可能といえ、事業そのものの転換や清算に踏み切る必要があります。

ひとたび倒産状態に陥った会社にとっては、たとえ裁判所を通す場合であれ、裁判外で行う場合であれ、債権者、従業員、取引先等の周囲の関係者の理解を得られなければ、再建はできません。以下では、再建型の手続を選択するための前提条件について説明します。

(イ) 経営側の再建意欲と適切かつ実現可能な再建計画

会社や会社経営者に再建の意欲があることが大前提です。再建計画、弁済計画の実行は非常に長期間に及びますし、倒産状況に至ったことに対する債権者、取引先からの対応は非常に厳しいものが予想されます。

再建を行うに際しては、債権者、取引先を納得させる再建計画、弁済計画を呈示できなくては何も始まりません。いかなる事業にどのように取り組んでいくのか、どのように債務の弁済を行っていくのかについて、明確なビジョンが必要ですし、その再建計画は客観的に実現可能であり、なおかつ収益を生み出すものでなければなりません。

(ロ) 従業員の理解

会社の再建にあたっては、従業員のより一層の奮起が不可欠である一方、倒産状況に直面した多くの会社において、従前の雇用状況をそのまま維持することは不可能といえます。

再建のための人員整理や賃金カットは避けて通れないことになるため、従業員と交渉を重ね、労働条件の変更について従業員の理解を得ることが不可欠です。さらに、人員整理に伴って退職金や解雇予告手当等 of 支払い義務が生じる場合には、それ相応の資金が必要となります。

なお、人員整理を行う際であっても、再建にあたって真に必要な人材が会社から去ってしまうことを防ぐ必要がありますし、人員整理を巡って、会社と従業員側と激しく対立するような事態が生じれば、再建が頓挫してしまいます。

(ハ) 債権者の理解

会社が倒産状態に陥ったとき、債権者は自分の債権の回収を第一に考えることでしょう。債権者からはすぐに支払いの催促が来ることが予想されますし、債権者が会社の財産に対して担保を有している場合には、一刻も早く担保の実行を行いたいと考えるのが通常です。会社の営業に関連する財産が担保にとられている場合には、債権者の担保の実行によって、物理的に会社活動を継続していくことが不可能になってしまいます。

また債権者の中には、どうせ再建は無理だから、早く今の財産を換価して、1日も早く、弁済をしてほしいと考える人も存在します。会社としては再建を考えているのに、債権者から破産を申し立てられるという可能性も存在するわけです。

このように債権者は、再建の方針を理解、納得してもらう最も重要な相手方といっても過言ではありません。現に再建型の法的手続においては、一定数、一定割合以上の債権者による計画（更生計画、再生計画）への同意が法定の要件として定められていますし、再建型の任意整理においては、全ての債権者の同意が必要となります。

(二)取引先の維持

ひとたび倒産状況に陥った会社は、社会的な信用を失ってしまうことになり、倒産状況が発生した後になってから、新規の取引先を開拓することは至難の業といえるでしょう。

倒産状態にある会社が再建を目指すには、現状の取引先との関係をいかに継続していけるかが重要なポイントになります。

今まで原料を仕入れていた取引先から、支払いに対する不安を理由に、取引を打ち切られてしまっただけでなく、今後ものを作ることができませんし、今まで得意先であった取引先から、倒産状態の会社とは取引をしたくないといわれてしまっただけでなく、売り上げをあげることもできなくなってしまうのです。

(ホ)資金の確保

倒産状況に陥った後に、新たな融資を得ることは事実上不可能でしょうから、再建を行うにあたって、当面の資金が自前で用意できていることが必要となります。

事業の継続のための資金、人員整理のための資金、再建のために弁護士に依頼する場合にはその費用、法的整理を行う場合には予納金（裁判所に収める手数料）、等の費用が必要になります。

必要であれば、不要な財産の売却や売掛金の早期回収を行うこととなります。

3 再建型、清算型を見極める財務分析

(1) 総論

会社が営業不振に陥り、倒産状態となった場合には、経営陣はまず会社が現在置かれている状況を正確に把握する必要があります。倒産状態になると、通常はきちんとした経理処理がなされなくなり、その場しのぎの事業展開となってしまうことが往々にしてありますが、再建型・清算型いずれかの選択を行うにあたっては、まず自社の状態を見極めた上で判断を下すことが重要となります。

具体的には、資産や負債の正確な現在価値の調査、債権者構成、倒産に至った原因、将来の主要事業の見通し、役員や従業員の動向等、現状を詳しく分析します。

法的整理や任意整理を行うか否か、行うとしていかなる手続を行うべきかという選択は、前述したように、会社経営者の意欲、従業員や債権者の立場及び今後の展望等多くの判断材料があります。

同時に会社財務状況の分析は経営者の判断にあたって非常に大きな材料になるため、この項では財務面から見た判断要素を取り上げます。

(2) 財務上の着眼点

まず最初に着目するのがキャッシュフロー計算書の分析です。キャッシュフロー計算書とは、会社の期首と期末の現預金の差額、つまり1年間に増減したキャッシュの状況を、通常の営業活動から生じる「営業活動によるキャッシュフロー」、固定資産の購入や投資活動から生じる「投資活動によるキャッシュフロー」、借入金や増減資から生じる「財務活動によるキャッシュフロー」に区分して分析する財務諸表の一つです。

倒産状態に陥るような会社は、金融機関等への借入返済負担がかさみ、資金繰りが圧迫されているケースが多くあります。ここで、キャッシュフロー計算書を活用し、借入金返済がなければ会社は存続できるのか、つまり営業キャッシュフローが黒字になっているのかを分析します。営業キャッシュフローが赤字になっている会社は、たとえ借入金を全額免除されたとしても、将来的にまた同様の状況に陥ることが予想されるため、迷わず清算型の手続の検討に入る必要があります。

次にポイントとなるのが、事業売却額との比較です。会社が保有する事業用資産の時価を算定し、これらの資産をバラ売りした方がその事業が将来生み出すキャッシュフロー額より大きくなると予想される場合には、清算型手続を選択することとなります。

最後に、その事業を既存会社で継続するか、若しくは他社へ譲渡し継続するかを検討

します。すなわち、既存会社の倒産がその事業に与える影響が大きいと思われるときは、会社更生若しくは民事再生により会社を再建します。逆に既存会社が事業を継続していくのが好ましくないと判断した場合には、清算型の一環として事業譲渡を組み合わせるパターンと再建手続において事業譲渡や合併、分割を組み合わせるパターンのいずれかを選択することとなります。

なお、事業譲渡を組み合わせた再建を選択した場合でも、自力での再建を目指すあまり売却時期が遅れ、事業用資産の多くに抵当権をつけてしまったような場合や資金不足による事業用資産の老朽化が激しい場合などには、事業売却額がかなり低額になってしまふようなケースも見受けられますので、早期から専門家にアドバイスを受けるなどして、タイミングを誤らないようにすることが重要です。

4 まとめ

以上のように、倒産状況及び倒産状況に陥った場合の清算型、再建型という選択肢について概略的な説明を行ってきましたが、以下、再建型法的整理（第2）、清算型法的整理（第3）、任意整理（第4）についての法務上、税務上の問題点を格別に述べてゆくこととします。

第2 再建型の法的手続

1 会社更生

(1) 会社更生とは

(イ) 会社更生とは

会社更生とは、窮地にある株式会社について、更生計画の策定及びその遂行に関する手続を定めること等により、債権者、株主その他の利害関係人の利害を適切に調整し、もって当該株式会社の事業の維持更生を図る手続です(会社更生法第1条)。

会社更生の手続が開始されると、会社においては通常は経営者はおろか株主も交替することになり、債権者においては担保権者さえも担保権の実行が禁止され、債権を大幅にカットされることとなります。

このように、会社更生は、裁判所の監督の下、会社を根本から立て直すことで再出発を図るといふ、大規模かつドラスチックな手続です。

(ロ) 更生手続開始の原因

会社更生手続を開始するには、以下のいずれかに該当する必要があります(会社更生法第17条第1項)。

- ・破産手続開始の原因となる事実(債務超過、支払不能)が生ずるおそれがある場合(同項第1号)。
- ・弁済期にある債務を弁済すれば、その事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合(同項第2号)。

(ハ) 更生手続における債権の種類

更生手続を理解する前提として、以下の債権の種類を把握する必要があります。

(a) 更生債権

更生手続開始決定前の原因に基づく財産上の請求権で、物的担保を有しない債権を言います。

(b) 共益債権

更生手続開始決定後の原因に基づいて生じた、更生手続の維持及び企業の再生に必要な債務をいいます。

(c) 更生担保権

更生手続開始決定当時、更生会社の財産につき存する特別の先取特権、質権、

抵当権、商事留置権の被担保債権のうち、当該担保権の目的物の時価によって担保される範囲の債権をいいます。後に詳論しますが、会社更生手続においては、担保権者といえども個別に執行することは許されず、更生計画に拘束されます。

(d)優先的更生債権

一般の先取特権やその他の一般の優先権が与えられた債権をいいます。

(e)開始後債権

更生手続開始後の原因に基づいて生じた財産上の請求権（共益債権または更生債権、更生担保権であるものを除く）をいいます。

弁済の順序は以下のとおりです。

1)まず、共益債権は更生計画と関係なく弁済されます。

2)次に、更生計画においては、更生担保権、優先的更生債権、更生債権の順で、更生計画の内容に公正かつ衡平な差を設けなければならないものとされています（会社更生法第168条）。

3)開始後債権については、更生手続が開始された時から更生計画で定められた弁済期間が満了する時（更生計画認可の決定前に更生手続が終了した場合にあっては更生手続が終了した時、その期間の満了前に更生計画に基づく弁済が完了した場合にあっては弁済が完了した時）までの間は、弁済など、免除以外のこれを消滅させる行為をすることができません。

(2)いかなる場合に会社更生を行うか

(イ)再建か清算か

倒産処理方法には再建型と清算型の二種類があることは先に述べたとおりですが、会社更生は、再建型の倒産処理方法です。

よって、会社更生を検討するにあたっては、財務状況にかんがみて、会社を再建することが可能な状況であるのか、清算せざるを得ない状況なのかを見極める必要があります。この点の判断方法については、前記（第1 倒産総論 3再建型、清算型を見極める財務分析）のとおりです。その他、会社を清算した場合の社会的影響の大きさ、子会社の倒産の場合には清算がグループ全体に及ぼす影響などを考慮して、倒産処理方針を決する必要があります。

(ロ)会社更生か民事再生か

会社を再建するという方針が決定した場合、法的な会社再建手続の選択肢として、

会社更生と民事再生の二つがあり、状況に応じて適切な方法を選択する必要があります。

このうち、一般に比較的多く用いられる方法は民事再生ですが、大規模な会社の倒産処理の局面では、会社更生が用いられることも少なくありません。また、近時は中小企業であっても、会社更生を行うケースもあります。

以下では、民事再生との比較を中心に、会社更生手続を選択するポイントを説明します。

(a) 会社の形態

まず、会社更生手続を利用できるのは株式会社のみです。よって、他の種類の会社や法人、個人が法的手続による再建を目指す場合には、民事再生を選択することになります。

(b) 担保権実行の制限

民事再生の場合は、抵当権等の担保権は別除権とされ、原則として再生手続と関係なく、担保権の実行（競売申立て等）をすることができます。よって、大口の債権を有する担保権者の理解が得られず、担保権の実行が強行された場合、会社の再建が非常に困難になります。

これに対し、会社更生では、担保権者も更生担保権者として、更生手続に拘束されます（会社更生法第47条第1項）。すなわち、更生手続開始決定がなされれば、実行中の競売手続等は中止され、以後の担保権の実行は禁止されます（会社更生法第50条第1項）。また、更生担保権も更生手続によって減免の対象になります。

(c) 経営者の退陣

会社更生手続においては、会社財産の管理処分権は、裁判所が選任する更生管財人に移ります。経営責任のない経営者については更生管財人として選任されることとされていますが、会社を倒産状態に至らせた経営陣はその責任を問われ、退陣せざるを得ません。

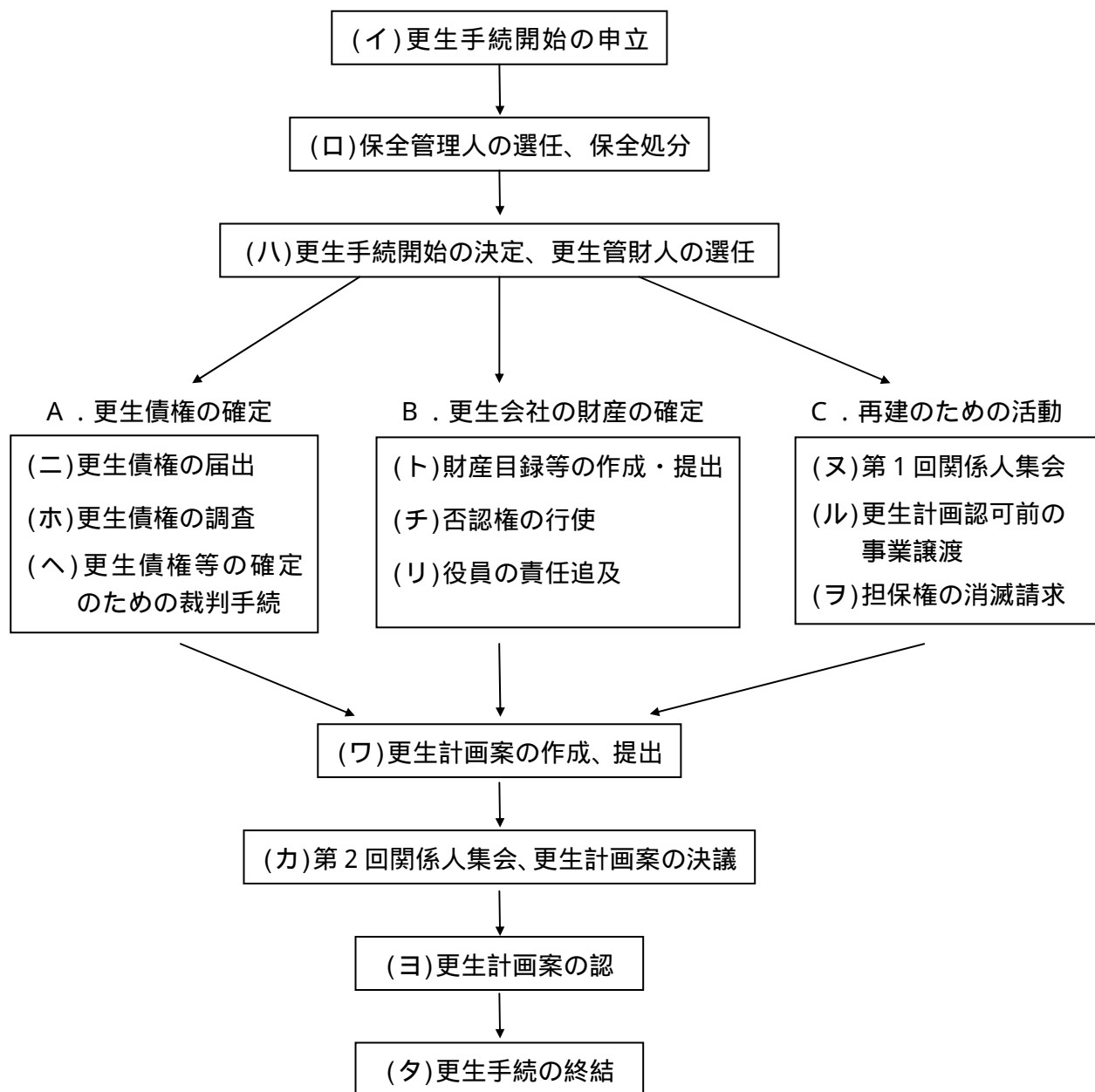
この点、民事再生においては、経営陣が引き続き経営を行うのが原則です。よって、法的手続においては、経営者の経営権は維持されます。しかし、実際には、民事再生手続を選択しても、株主等の間で経営者の責任を問う声が高まり、退陣せざるをえない場面があることは言うまでもありません。

(d)時間と費用

会社更生手続は、債権者のみならずすべての利害関係人を手続に取り込み、会社の役員、資本構成、組織変更まで含んだ抜本的な再建計画の策定が可能な手続です。

その反面、手続が複雑かつ厳格であり、時間、費用共に、民事再生の場合よりもかなり多くを費やさざるを得ない傾向にあります。具体的な運用は、個々の事案の複雑性や各裁判所によって異なりますが、一般に民事再生手続では申立てから再生計画の認可まで半年程度で済む場合も少なくないのに対し、会社更生手続の場合は更生計画の認可まで数年を要するケースが多いのが現状です(もっとも、後述のとおり、近時は会社更生手続の迅速化が図られています。

(3) 手続のフローチャート



(4) 手続の概要

(イ) 更生手続開始の申立て

会社更生手続は申立てにより開始します。申立権者は当該株式会社、当該株式会社の資本金の額の10分の1以上に当たる債権を有する債権者、及び当該株式会社の総株主の議決権の10分の1以上を有する株主です(会社更生法第17条第1項)。申立てをすることができるのは、以下のいずれかに該当する事実がある場合です。

- ・破産手続開始の原因となる事実（債務超過、支払不能）が生ずるおそれがある場合（同項第1号）
- ・弁済期にある債務を弁済すれば、その事業の継続に著しい支障を来すおそれがある場合（同項第2号）

申立ては書面で行う必要があり、書面に記載すべき事項、添付すべき書類は規則で定められています（会社更生規則第11条ないし第13条）。

会社更生手続開始の申立てをすべき裁判所は、申立株式会社の主たる営業所の所在地または本店の所在地を管轄する地方裁判所のほか、東京地方裁判所、大阪地方裁判所は常にその管轄を有するなど、管轄を拡大する規定が設けられています（会社更生法第5条）。

(ロ) 保全管理人の選任、保全処分

会社更生手続開始を申立てても、開始決定が出されるまでは数ヶ月を要します。よって、この間の会社の財産状態を、申立時のまま維持する必要があることから、通常、会社更生手続開始の申立てと同時に保全処分の申し立てをし、裁判所は保全管理人を選任します（会社更生法第30条）。保全管理人が選任されると、更生手続開始決定がなされるまでの間、会社財産の管理処分権は、保全管理人に委ねられます（会社更生法第32条）。

(ハ) 更生手続開始の決定、更生管財人の選任

上記(イ)に述べた会社更生手続開始の原因が認められない場合の他、予納金を納付しないとき、すでに裁判所に破産手続等他の法的倒産処理手続が継続しており、当該手続によることが債権者の利益に適合するとき、事業の継続を内容とする更生計画の認可の見込がないとき、不当な目的で申立てがなされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき等は、会社更生手続開始の申立てが棄却されます（会社更生法第41条第1項）。これら以外の場合には、会社更生手続開始の決定がなされます。

裁判所は、更生手続開始の決定と同時に、一人又は数人の更生管財人を選任します。また、更生債権等の届出をすべき期間及び更生債権の調査をするための期間（一般調査期間）を定めます（会社更生法第42条）。

(ニ) 更生債権の届出

債権者は、前項で決定された債権届出期間内に債権を届け出なければなりません

(会社更生法第138条)。届出のなかった債権は、その責に帰する事ができない事由によって1ヶ月の期間延長が認められる場合(会社更生法第139条)を除き、失権します。

(ホ)更生債権の調査

更生管財人は、債権届出期間内に届出があった更生債権・更生担保権の内容及び議決権についての認否を記載した認否書を作成します(会社更生法第146条)。

届出債権者は、一般調査期間内に、裁判所に対し、認否書に記載された更生債権、更生担保権の内容について、書面で異議を述べることができます(会社更生法第147条第1項)。

(ヘ)更生再建等の確定のための裁判手続

認否書において更生管財人が認め、かつ一般調査期間内に異議がなかった債権は、その内容及び議決権の額が確定します(会社更生法第150条第1項)。

他方、更生管財人が認めなかった更生債権・更生担保権または届出をした更生債権者・更生担保権者から異議が出た更生債権・更生担保権については、当該更生債権・更生担保権を有する更生債権者・更生担保権者は、一般調査期間の末日から1ヶ月以内に更生裁判所に更生債権、更生担保権の額等についての査定を申立てます(会社更生法第151条第1項、第2項)。

この申立てを受けた裁判所は、更生債権の存否及び額等を査定する裁判をし(同条第3項)、裁判書を当事者に送達します(同条第5項)。

査定の裁判に不服がある者は、裁判書の送達の日から1ヶ月以内に、異議の訴えを提起することができます(会社更生法第152条)。

このように、権利の存否やその性質、数額等に争いのある更生債権、更生担保権について、通常の訴訟手続よりも簡易、迅速な確定手続が設けられています。

(ト)財産目録等の作成・提出

更生管財人は、更生手続開始決定後遅滞なく、更生会社に属する一切の財産につき、更生手続開始時における時価に基づき、その価額を評定します(会社更生法第83条第1項、第2項)。また、この評定を完了したときは、直ちに更生手続開始の時における貸借対照表及び財産目録を作成し、これらを裁判所に提出します(同条第3項)。

(チ)否認権の行使

会社が倒産状態に陥ると、会社が故意に自らの財産を減少させたり、特定の債権者に対して、債権者間の公平を害するような担保の提供や弁済を行ったりすることがあります。

そこで、更生管財人は、更生会社が更生手続開始決定の前になした財産の処分行為であっても、債務者の財産を減少させる行為（財産減少行為）や、既存の債務についてされた担保の供与または債務の消滅に関する行為（偏頗行為）について、その法的効力を否定することができます。これを「否認権の行使」といいます（会社更生法第86条ないし第98条）。

この否認権は、訴え、否認の請求又は抗弁によって、更生管財人が行使します（会社更生法第95条）。否認の請求とは、更生裁判所が、否認の請求の原因たる事実（否認の要件）についての疎明により、簡易に否認の可否を判断する制度です。

なお、この否認権の内容、行使方法については、民事再生、破産の場合も同様の手続が定められています。

(リ)役員の実任追及

会社の倒産の場面では、会社の役員に善管注意義務違反などが認められ、当該役員が会社に対して損害賠償責任を負うことが少なくありません。

そこで、会社更生法では、他の倒産法制（民事再生法、破産法）と同様に、裁判所は、会社更生手続開始前及び開始後において、役員の実任の保全処分をすることができるものと規定しています（会社更生法第40条、第99条）。

また、会社更生手続開始決定があった場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、更生管財人の申立てまたは職権により、役員の実任に基づく損害賠償請求権の査定の裁判をすることができます（会社更生法第100条）。この裁判が確定すると、給付を命ずる確定判決と同一の効力を有する（会社更生法第103条）ため、更生管財人が強制執行などの方法によってこの債権を取り立てて、更生会社の財産に組み入れることが可能になります。

なお、実務上は、会社の債務を役員個人が保証していることが多く、この保証債務を履行させることで、実質的に役員としての責任を果たさせるケースも少なくありません。

(ヌ)第1回関係人集会

関係人集会とは、更生管財人、更生会社、届出をした更生債権者等、株主及び更生会社の事業の更生のために債務を負担し又は担保を提供する者がいるときはその者が参加する集会を言います。

第一回目の関係人集会として、通常、更生手続開始決定後2か月以内に、財産状況報告集会が開かれます(会社更生規則第25条第4項)。

財産状況報告集会において、更生管財人は、更生手続に至った事情、会社の業務及び財産に関する経過及び現状など、更生手続において必要な事項を報告します(会社更生法第84条第1項、第85条第1項)。

(ル)更生計画認可前の事業譲渡

更生手続開始後更生計画認可前においても、更生管財人は、裁判所の許可を得て、事業の譲渡をすることができます(会社更生法第46条)。

会社の再建のためには、価値のある事業と不採算の事業を見極め、譲渡する事業については少しでも価値の高いうちに譲渡することが重要です。ところが、更生計画の認可を待っている間は、事業の価値の低下を避けられない場合があります。そこで、平成15年の会社更生法改正において、更生計画認可前でも事業譲渡をなしえることが明文化されました。

(ヲ)担保権の消滅請求

会社の重要な財産に担保権が設定されている場合等、更生会社の再生のために担保権を消滅させることが必要であると認められる場合、裁判所は、更生管財人の申立てにより、当該財産の価額に相当する金銭を納付させることにより、当該財産におけるすべての担保権を消滅させることを許可することができます(会社更生法第104条第1項)。この決定に対しては、担保権者の異議申立手続である即時抗告の制度(同条第5項)、担保権者からの目的物の価額決定の請求の制度(会社更生法第105条)が設けられています。

(ワ)更生計画案の作成、提出

更生管財人は、会社の財産の調査、債権内容の調査、各債権者の意向聴取、事業計画の検討を繰り返しながら、会社再建の青写真である更生計画案を作成し、裁判所に提出します。

このように更生計画案の作成までには様々な調整が必要であることから、従来は

更生計画案の提出までに数年を要することも少なくなく、このことが会社更生手続に時間がかかる原因の一つとなっていました。

しかし、平成15年の会社更生法改正により、更生計画案の提出期限は、会社更生手続開始決定の日から1年以内の日に定められることとなりました（会社更生法第184条第1項、第3項）。ただし、この提出期限は、申立てにより又は職権で、期間を伸長することができます（同条第4項）。

(カ)第2回関係人集会、更生計画案の決議

更生管財人が更生計画案を提出すると、この更生計画案に対する決議のための関係者集会が開催されます。

更生計画案に対する決議は、更生会社に対して有する権利の種類ごとに組を作り、各組において、当該権利に対する計画案の内容について決議を実施する方法で行われます。各組における可決の要件は以下のとおりです（会社更生法第196条）。

・更生債権者の組

更生債権者の議決権額（＝債権額）の総額の2分の1以上の同意

・更生担保権者の組

(a)更生担保権の期限の猶予を定める計画案可決の場合

…更生担保権者の議決権額の総額の3分の2以上の同意

(b)更生担保権の減免等を定める計画案可決の場合

…更生担保権者の議決権額の総額の4分の3以上の同意

(c)事業の全部廃止を内容とする清算を定める計画案可決の場合

…更生担保権者の議決権額の総額の10分の9以上の同意

・株主の組

更生会社の総議決権の過半数の同意

更生計画案が否決されると、裁判所は、続行期日を定めるか（会社更生法第198条）、会社更生手続を廃止して（会社更生法第236条第3号）、破産手続に移行することになります。

(コ)更生計画の認可

更生計画案が可決されると、裁判所は、会社更生法第199条第2項の要件に合致していることを確認して、更生計画に対する認可決定をします。この認可によって更生計画は法的効力を生じ、債務は更生計画のとおり減縮され、その後は更生

計画に従った弁済が行われます。

(タ)更生手続の終結

裁判所は、更生計画において認められた債務の弁済が終了したとき、またはその3分の2以上の額が弁済され、更生計画が遂行されないおそれがあると認める場合でないときは、更生手続終結の決定をします。

(5)会社更生手続の急所

(イ)スポンサーの選定

会社更生手続成功の最も重要なポイントの一つが、会社の再建に協力してくれる適切なスポンサー探しです。スポンサーとは、更生会社の事業継続のため、更生会社に対して資金協力を伴う援助をする者をいいます。資金援助の方法は、更生会社への出資、事業の譲り受けなど、多種多様です。

もちろん、スポンサーの援助を受けずに、更生会社が自力で再建を成功させることも考えられますが、実際の会社更生の事例では、スポンサーによる支援によって再建した例が多く見受けられます。例えば、マイカルの会社更生においてはイオンが、三田工業の会社更生においては京セラが、それぞれスポンサーとなって再建を支援しました。

スポンサーの決定時期は様々で、会社更生手続開始申立前にあらかじめ経営者がスポンサーを見つけておく場合もあれば、会社更生手続開始後に更生管財人がスポンサーを探すこともあります。

(ロ)倒産手続間の移行

会社更生手続の開始決定があったときは、破産、民事再生などの他の倒産手続は中止されます。よって、他の倒産手続を開始したものの、会社更生手続に移行する場合があります。

その代表的な例が、マイカルの破綻のケースです。

マイカルは、2001年9月14日に民事再生手続開始を申立て、同月18日に民事再生手続開始決定を受けました。ところが、民事再生ではメインバンクであった第一勧業銀行の理解が得られず、スポンサー探しも難航しました。

その後、イオンが会社更生下での支援を表明したことから、2001年11月22日、マイカルは会社更生手続の開始を申立て、同年12月31日に会社更生手続開始決定を受けました。

その後、会社更生下による再建が進み、2005年12月31日、更生手続終結決定を受けました。

このように、他の倒産手続の開始後に会社更生手続を利用することも可能ですが、他の手続を行った時間と費用のロスになり、このことが会社の再建に大きく影響することも考えられます。

よって、倒産手続の開始に当たっては、会社の実情を客観的に分析し、当初から最適な倒産手続を選択することが肝要です。

(6) 税務上の課題

更生計画の認可の決定がされると、その時点で管財人により行われていた財産評定額が確定します。この確定した評定額と決算書上の簿価との差額は、「評定差損益」として会計上の収益又は費用として計上され、また、法人税法でも下記(イ)のような特別の取扱いをします。

また、取引金融機関等からの債務免除額は、債務免除益として会計上、税務上ともに収益として認識されるため、多額の債務免除益が生じた場合などには、当然に法人税等の負担も生じることとなります。

債務免除が行われると、将来返済すべき債務は減少しますが、追加の資金援助を受けるといったものではないため、会社のキャッシュに変動は生じません。このような状況で債務免除益による多額の法人税負担が発生してしまうと、せっかく更生計画の認可を受けたとしても税負担により資金繰りが悪化し、事業計画が頓挫してしまうことになりかねません。

そこで、税務では、このような特殊な状況にある法人に対して(ロ)のような特例を設けています。

(イ) 財産評定損益の税務上の取扱い

法人税法では、資産の評価替えによる評価損益の計上は原則として認められていません。しかし、会社更生の場合、財産評定の結果により会計上評価替えが強制されることとなりますので、法人税法でも特例として、更生計画認可の決定に伴う評価損益はその事業年度の益金の額及び損金の額に算入することとされています。

なお、この場合の評価益と評価損の取扱いは若干異なり、評価益については、すべての資産について認められますが、評価損は棚卸資産、固定資産、有価証券及び繰延資産のみに認められるため、預貯金、貸付金及び売掛金等については、例え財

産評定の結果評価替えが行われたとしても、税務上の評価損としては認められないので注意が必要です。

(ロ) 繰越欠損金の取扱い

更生計画認可の決定があった場合には、通常多額の債務免除益が計上されます。

更生計画を実施する会社は税務上の欠損金を抱えていることが予想されますが、法人税法では過去7年分（平成13年4月1日前に開始された事業年度において生じた欠損金は5年分）の繰越しか認められていないため、それ以前にいくら多額の欠損金が生じている場合においても、この債務免除益が7年分の繰越欠損金額を超えているときには、その超えた部分につき法人税が課税されることとなってしまいます。

そこで更生会社における控除可能な欠損金の額については、一般の法人とは異なる特殊な規定（特例欠損金）を認め、債務免除益等の計上による税額発生を防ぐ措置をとっています。

具体的には更生計画認可の決定に伴って発生する債務免除益、財産評定による評価替え益（財産評定による評価替え損と相殺したネット金額まで）及び役員や株主等から受ける私財提供益の合計額を限度に、過去に生じた欠損金額のすべて（法人税申告書 別表五(一)「利益積立金額の計算に関する明細書」の翌期首現在利益積立金額の合計額）を控除することが可能となります。

更生手続を行う場合には、その決定により生ずると予測される債務免除益等の収益と、控除することが出来る欠損金額を検討し、キャッシュフローを悪化させるような納税負担が発生しないようにタックスプランニングをする必要があります。

(ハ) 同族会社の留保金課税

同族会社の留保金課税とは、株主と社長が同一人物であるようなオーナー会社において、通常の上場会社のように獲得した利益を株主に配当せず、会社内に留保して株主個人の税負担を減少させるという行為を抑制するための法人税法の規定で、一定額以上の利益を会社内部に留保した場合には、その部分に対して追加で税金を課するという制度です。

具体的には、持株比率の最も高い株主グループの保有している株式が、その会社の発行済株式の50%超を占めるような会社の場合に、通常法人税の他にその事業年度に発生した利益金額のうち社外流出（配当や役員賞与など）しなかった金額

のうち一定額以上の部分に対して10～20%の税率で追加課税を行うというものです。

ここで注意しなければいけないのは、発生した利益金額とは欠損金の控除を行う前の金額であるということです。つまり、多額の債務免除益等をせっかく特例欠損金の制度をもって相殺したとしても、留保金課税の対象にはなってしまうため、本来の法人税は0円、留保金課税のみ多額に発生するという事態が生じるケースがあります。

留保金課税の税率は、通常の法人税率に比べて低く、また一定の控除制度があるというものの、やはり経営再建中の会社には重くのしかかる負担となりますので、事前のタックスプランニングが重要となってきます。

2 民事再生

(1) 民事再生とは

(イ) 民事再生とは

民事再生とは、会社が債務超過や支払不能のおそれがある場合等にとることが可能な法的再建手続で、原則として監督委員が選任され、裁判所や監督委員の監督のもと、再生債務者自身が事業主体の地位を継続したまま、会社の再建を行っていく点に特色があります。

(ロ) 再生原因

再生原因とは、民事再生手続開始の要件となる事実です。会社の経営状況が破綻してからでは、再生が困難になるので、再生原因は破産原因よりも緩やかに定められています。

再生原因は、債務超過および支払不能のおそれ、事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないとき、という2種類があります（民事再生法第21条第2項）。

「債務超過」とは、債務者である会社が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態、「支払不能」とは、債務者が支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいい、このようなおそれがある場合でも再生原因となります。

「事業の継続に著しい支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することができないとき」とは、債務の弁済資金の調達は不可能ではないものの、その調達をすることによって、本来の事業の運転資金に不足が生じたり、事業に必要な資産を売却せざるを得なくなるような場合をいいます。

(ハ) 再生手続における債権の取扱い

・ 第三者が再生債務者に対して有する債権

再生事件においては、債権者の再生債務者に対する債権について「共益債権」「一般優先債権」「再生債権」「開始後債権」の区別がされ、弁済の方法がそれぞれ異なることとなります。

「共益債権」とは、再生手続開始後に生じた債権で、再生手続の遂行費用の請求権等、再生債権者の共同の利益のために生じた債権や、再生債務者の業務、生活等に必要な費用の請求権等、再生債務者の事業遂行上必要な債権です（民事再

生法第119条)。

「一般優先債権」とは、共益債権以外の優先権のある債権であり、租税債権であつたり、民法上の先取特権の付いた債権(例えば従業員の賃金債権)等がこれにあたります(民事再生法第122条)。

共益債権、一般優先債権は、再生手続によらないで弁済されます。すなわち、再生計画により債権の一部がカットされたり、弁済時期が先延ばしになったりすることはありません。

「再生債権」とは、共益債権、一般優先債権以外の債権で、民事再生手続開始決定前の原因に基づき生じた財産上の請求権をいいます(民事再生法第84条)。

例えば、取引先が再生債務者に対して有する売掛金請求権や、銀行の貸付金返還請求権などです。再生債権は、再生計画の定める弁済内容に従って弁済されることになるため、その全額が弁済期に弁済されるということはありません。

開始後債権とは、上記以外の債権で再生手続開始後の原因に基づき生じた財産上の請求権をいいます(民事再生法第123条)。開始後債権は、再生計画による弁済期間が終了した後に弁済がなされます。

- ・再生債務者が第三者に対して有する債権

再生債務者が債権回収を行うことは自由です。

(二)別除権、取戻権

別除権とは、再生債務者の財産に対して有する担保権(特別の先取特権、質権、抵当権、商事留置権)のことで、再生手続によらずにその権利を行使できるものをいいます(民事再生法第53条)。会社財産に抵当権をつけていれば、それは再生手続の有無を問わず実行できるという意味です(ただし、後述のように担保権の実行中止命令や、担保権消滅許可の申立てがされる場合があります)。別除権を行使しても、なお被担保債権に不足額が生じてしまう場合には、その不足額を再生債権として届ける必要があり、この分については再生計画に従って弁済を受けることとなります。

取戻権とは、再生債務者に属しない財産については、たとえ再生債務者が保管している場合であっても、再生手続に関係なく取戻せるという権利です(民事再生法第52条)。再生債務者が他社の製品を委託販売しているような場合がこれに該当します。

(2)いかなる場合に民事再生を行うか

(イ)民事再生のメリット

・会社更生との比較

会社更生は株式会社のみが利用できる手続ですが、民事再生は全ての種類の会社だけでなく法人、個人も利用が可能です。

会社更生は大規模株式会社の再建を予定し、莫大な費用（個々のケースによりますが予納金が1000万円単位になることがほとんどです）が生じ、また時間的な負担も大きくなります。一方、民事再生においては、予納金は会社更生よりもはるかに低廉です（債務額によって基準額が異なりますが最低で200万円とされています）。時間的な面においても、例えば、東京地裁のケースでは、申立てから再生計画の認可まで約半年間という運営がされています。

会社更生においては、経営陣の交替を余儀なくされますが、民事再生においては、原則として再生債務者（倒産会社）が会社経営権、会社財産の管理処分権を失わずに再建計画を遂行します。

以上より、会社更生との比較の観点からは、民事再生は中小規模の会社もしくは、大規模株式会社でも経営陣の維持に重きを置いて、再建を行いたい場合にとるべき手続きといえるでしょう。

・再建型任意整理との比較

再建型任意整理の場合、倒産会社と債権者との個別の合意によって、再生計画、弁済計画の効力が発生することになるため、債権者全員の同意を取り付けることが必要となります。

しかし民事再生の再生計画の認可要件は、再生計画決議の出席議決権者の過半数及び出席議決権の総額の過半数（ここでいう議決権は再生債権者の債権額とほぼ同じものと理解してください）となっているため、債権者全員の同意がなくとも再生計画の認可、遂行が可能となります。人数や債権額によりますが、再建に強硬な反対債権者がいる場合には、民事再生手続をとるメリットが大きいといえます。

民事再生においては、再生手続の流れ、内容が法定されているほか、裁判所や監督委員の監督に服することになります。一方、再建型任意整理手続においては、倒産企業ないしその代理人が手続のイニシアチブをとり、通常は再建手続や再建

計画の監督者は設けられません。手続の透明性や公正という観点からは、民事再生のほうがメリットを有しています。

再建型任意整理の場合は、代理人の力量、債権者の数や意向によっては短期間で再建計画の同意を取り付けることも可能となりますが、トラブルが発生した場合、長期化する危険性も有しています。この点、民事再生においては再生計画認可までの期間の見通しは立てやすいといえます。

(ロ)民事再生のデメリット

民事再生法は、従来の和議法の内容を進化させ、平成11年12月14日に制定、平成12年4月1日に施行された法律で、倒産関係諸法の中ではもっとも新しい法律といえます。個人、中小企業から大企業まで利用可能な普遍的再建型法的手続といえ、他の手続と比較したデメリットは相対的に少ないといえますが、考えられるものをいくつか列挙します。

・再建型任意整理との比較

再建型任意整理の場合には、裁判所に支払う予納金が不要となりますから、費用の面では、再生手続に際しての予納金の支払義務がデメリットといえます。

再建型任意整理において、債権者の数が極めて少なく、また同意を得られることが明らかな場合には、時間的な負担においても民事再生が不利になる場合があります。ただし、民事再生においても「簡易再生」「同意再生」という簡略な手続の選択が可能ですから、それとの比較になるでしょう。

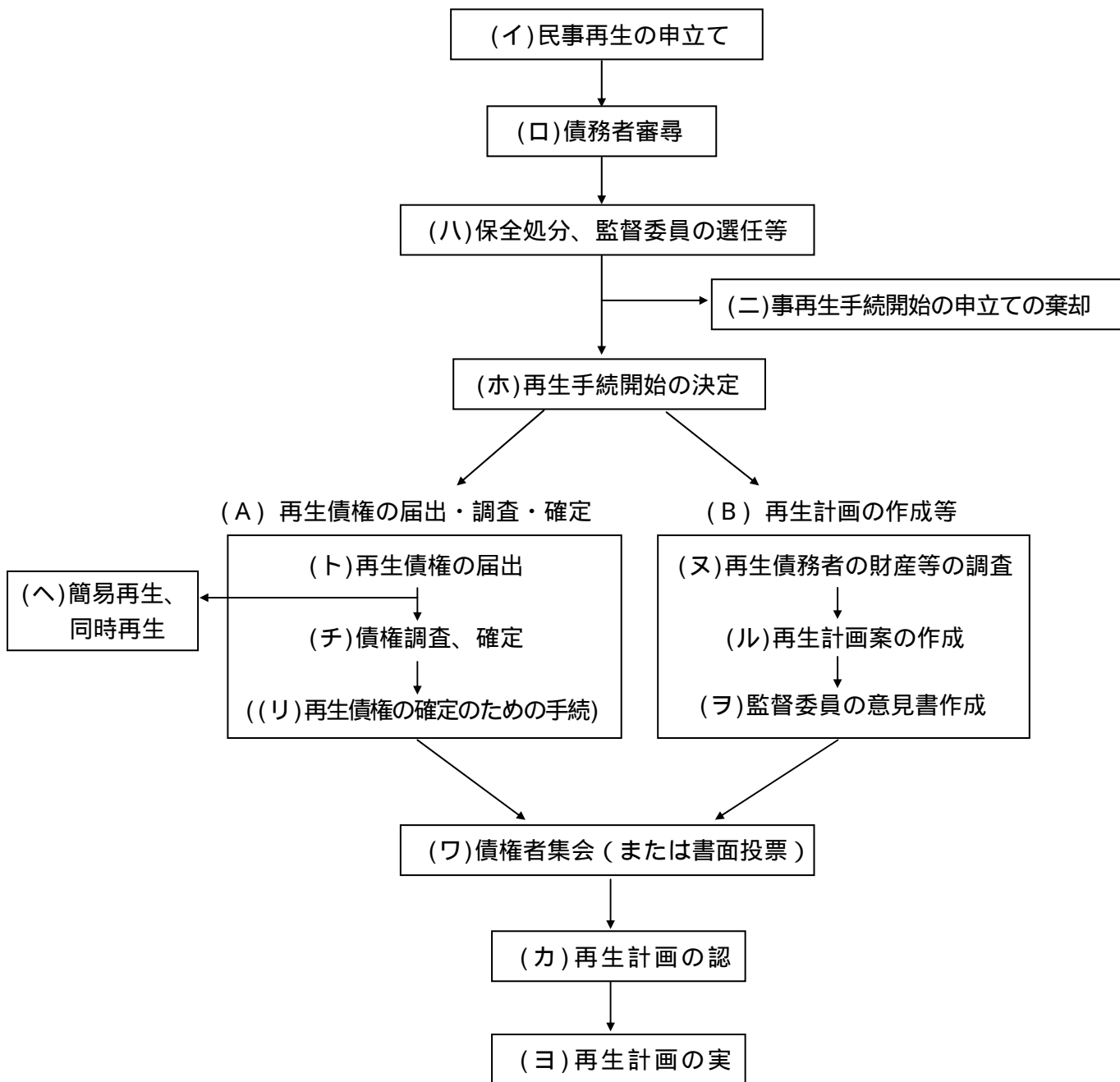
民事再生は、事件として裁判所に申立てることになるため、民事再生手続を行っていることが公知となって、会社の信用力に悪影響を与えるという危険性は、再建型任意整理の場合より大きいといえます。

・会社更生との比較

会社更生の場合、租税債権や担保権も更生手続に拘束され、その中で処理されることとなりますが、民事再生においては、これらの権利は共益債権や別除権として再生手続外で、弁済や別除権の実行を強制されることとなります（ただし例外として担保権消滅制度等があります）。

租税債権や担保権の状態により、それらを拘束した根本的かつ大規模な再建を行わないと再建計画が構築できない場合には、民事再生では対処できないこととなります。

(3) 手続のフローチャート



(タ) 必要があれば任意的債権者集会の開催

(4) 手続の概要

(イ) 民事再生の申立て

- ・ 申立書と添付書類

民事再生手続は申立てにより開始します。通常は再生債務者（倒産会社）自身

が申立を行います、債権者から民事再生を申し立てられることもあります（民事再生法第21条）

申立では書面で行う必要があり、書面に記載すべき事項は規則で定められています（民事訴訟規則第12条、第13条）

申立ての書面には、商業登記簿謄本や定款、就業規則、債権者一覧表、決算書類、資金繰りの実績表や予定表、今後行う事業計画の概要書等の書類を添付します。

・管轄

営業者の民事再生手続を管轄する裁判所は、原則として再生債務者の主たる営業所の所在地を管轄する地方裁判所ですが（民事再生法第5条第1項）

(a)親子会社の民事再生の場合には、その一方の再生事件がすでに係属している場合、他方の再生申立ても同一裁判所にすることができる（同条第3項、第4項）

(b)法人とその代表者の一方の民事再生事件がすでに係属している場合、他方の再生申立ても同一裁判所にすることができる（同条第6項）

(c)再生債権者の数が500人以上の場合には、管内の高等裁判所所在地の地方裁判所も管轄を有する（同条第8項）

(d)再生債権者の数が1000人以上の場合には東京地裁又は大阪地裁も管轄を有する（同条第9項）

など、様々な拡大規定があります。これらの規定はいずれも、民事再生事件を迅速かつ適切に処理するために設けられているものといえます。

(ロ)債務者審尋

債務者審尋とは、会社が民事再生に至った経緯や、財産状況、負債状況などを知るために、裁判官が関係者から事情聴取を行う手続です。申立書の内容や、添付書類の内容についての質問もなされます。

通常は会社の代表者や経理関係者と申立代理人が債務者審尋に出席します。

(ハ)保全処分、監督委員の選任等

・保全処分

裁判所は、利害関係人の申立て又は職権によって、再生手続開始決定がなされるまでの間、債務者の業務及び財産に関し、仮処分、仮差押、その他必要な保全処分を命じることができます（民事再生法第30条）

通常は再生債務者において、再生手続開始の申立てと同時に、弁済禁止の保全処分を申し立てます。弁済禁止の処分とは、再生債務者が債務の弁済を行ってはならないという内容の処分です。ただし共益債権や一般優先債権はこの処分とは無関係で、少額の債権については例外が設けられることもあります。

この弁済禁止の保全処分が発令されれば、再生債務者は弁済を停止しなければならず、結果として手形の不渡を防ぐことができます。裁判所が弁済禁止の保全命令を出した場合、これに反する弁済は、再生手続の関係では無効になります。

そのほか裁判所は、債務者の財産に対する強制執行等を一律に禁止する包括的禁止命令や（民事再生法第27条）担保権の実行手続中止命令（民事再生法第31条）を出すこともできます。

保全処分や禁止命令、中止命令は、いずれも再生手続開始決定前に債務者の財産が散逸してしまうことを防止するための手続です。

・監督委員の選任

監督委員は、再生債務者が行う一定の行為について裁判所の指定により同意、不同意を判断したり、再生債務者の業務、財産調査を行うほか、再生計画案について意見書を作成したり、債権者集会に出席したり、裁判所からの授権を受けて否認権を行使したり、再生計画認可後にも3年間は再生計画の履行を監督したりと、その職責は多岐に渡ります。

条文の規定上は、利害関係人の申立てあるいは職権により、裁判所が必要であると認めるときにのみ監督委員が選任されることとなっていますが（民事再生法第54条）実務上はむしろ監督委員が選任されることが原則となっており、その場合弁護士が監督委員に就任します。

(二) 民事再生手続開始の申立ての棄却

再生債務者に再生原因が認められないとき、予納金を納付しないとき、再生計画の認可の見込みがないとき、不当な目的で民事再生開始の申立てがなされたとき等には、申立てが棄却されることとなります（民事再生法第25条第1項）。

(ホ) 再生手続開始の決定

再生原因の存在が認められ、その他上記(二)に述べた事由がない場合、裁判所は再生手続開始の決定をします。

これにより、他の法的整理手続（会社更生を除く）の申立てが禁じられ、それら

の手續が既になされている場合には失効します。また、再生債権に基づく再生債務者の財産に対する強制執行や財産開示手續は禁じられ、これらの処分が既になされている場合には失効します（民事再生法第39条）。

今後の再生手續の予定事項として、再生債権の届出をすべき期間、再生債権の調査をするための期間が定められます（民事再生法第34条第1項）。

また、裁判所が必要あると認めるときは、再生債務者が行う財産の処分や譲受、借財などについて裁判所の許可を得なければならないと定めることができます（民事再生法第41条）。

このように再生債務者が主体となって再建を行うといっても、再生手續開始後は、裁判所の監督に服することになります。

(ヘ)再生債権の届出

再生手續に参加しようとする再生債権者は、上記(ホ)において定められた期間（債権届出期間）内に、再生債権の内容及び原因、議決権の数、別除権の行使によって弁済不足が見込まれる額等を裁判所に書面で届け出る必要があります（民事再生法第94条）。なお、ここでいう再生債権の議決権の数とは、債権の性質（将来債権か否か、利息付か否か等）や額によって算出されることとなります（民事再生法第87条）。

再生債権者の責めに帰することが出来ない事由によって債権届出期間内に再生債権の届出をすることが出来なかった場合には、例外的に、1ヶ月以内の届出の追完が認められています（民事再生法第95条）。

再生債権の届出を怠った場合、原則として債権が失効し、再生計画による弁済が受けられなくなってしまいますので注意が必要です（民事再生法第178条）。

(ト)簡易再生、同意再生

・簡易再生

簡易再生とは、債権調査、確定手續を省略する再生手續です（民事再生法第211条以下）。

届出再生債権者の総債権について裁判所が評価した額の60%以上の届出債権者が、再生計画案及び再生債権の調査及び確定の手續省略について書面で同意した場合に、簡易再生を行うことができます。

・同意再生

同意再生とは、債権調査、確定手続と再生計画案の決議を省略する再生手続です（民事再生法217条以下）。

全ての届出再生債権者が、再生計画案及び再生債権の調査及び確定の手続省略について書面で同意した場合に、同意再生を行うことができます。

(チ)債権調査、確定

・認否書の作成

再生債務者は、届出のあった再生債権及びその議決権を認めるか否かを記載した認否書を作成し、裁判所に提出します。

なお、再生債権者側から届出のなかった再生債権についても、再生債務者がその債権の存在を知っている場合には、自認する債権の内容を認否書に記載しなければなりません（民事再生法第101条）。

・債権調査、確定

届出をした再生債権者は、再生債務者の作成した認否書の内容を閲覧し、自己の債権が認められたか否か、また他人の債権がどのように認否されているかを確認し、裁判所が定める調査期間内に異議を述べるかどうかを決断します。再生債権者は、自分の債権だけでなく、他人の債権についても異議を出せる点に注意が必要です。

認否書において再生債務者が認めており、かつ届出債権者から異議がない再生債権については、その内容や議決権の額が確定することになります（民事再生法第104条）。

一方、認否書の内容に異議が出された場合には、債権確定のための手続(リ)へ進むこととなります（民事再生法第102条）。

(リ)再生債権の確定のための裁判手続等

上記(チ)において、再生債務者が認否書において認め、他の届出債権者からも異議が出されなかった再生債権は、そのまま確定します。

再生債務者が否認した再生債権、または届出債権者から異議が出た再生債権については、当該債権を届け出た者は一般調査期間の末日から1ヶ月以内に裁判所に査定を申立てます（民事再生法第105条）。

この申立てを受けた後、裁判所は、再生債権の存否及び額等を査定する裁判を行い（同条第4項）裁判書を当事者に送達します（同条第6項）。

この査定内容に不服がある者は、裁判書の送達の日から1ヶ月以内に、異議の訴えを提起し、この中で再生債権の内容が決定されることとなります（民事再生法第106条）。

このように、再生債権の存否やその性質、数額、議決権等に争いのある場合に備えて、通常の訴訟手続よりも簡易、迅速な確定手続が設けられています。

(ヌ)再生債務者の財産等の調査

・財産目録及び貸借対照表の作成

再生債務者は、再生手続開始後遅滞無く、その有する一切の財産について、再生手続開始時における価格を評定しなければならず、これに基づいて、財産目録及び貸借対照表を作成して裁判所に提出します。

財産の評定にあたっては、評価人を選任することも可能です（民事再生法第124条）。

・報告書の作成

再生債務者は、民事再生手続開始に至った事情、再生債務者の業務及び財産に関する経過及び現状等に関する報告書を作成し、裁判所に提出します（民事再生法第125条）。

(ル)再生計画案の作成

再生計画案は主として、今後どのような事業を行っていくという事業計画、いくらの債務を免除してもらい、残額についてどのように弁済を行っていくのかという弁済計画から成ります。

再生計画の立案が再生債務者及び申立代理人の最も重要な職責ですが、会社の収益力の分析、倒産状況に至った原因の分析を行って、再建の方法を模索することになります。

なお再生計画案の具体的内容として、会社の事業部門の一部を他社に譲渡するという形式が考えられます。本来事業譲渡には、株主総会の特別決議等、会社法所定の手続を踏む必要がありますが、再生手続開始後に会社が事業譲渡を行おうとする場合は、裁判所の許可で足りることとされています。

この許可の制度は、再生債務者の企業価値が衰えないよう、迅速に事業譲渡を行うために設けられた規定であり、事業の再生に必要であると認められる場合にのみ裁判所が許可することとされています（民事再生法第42条）

弁済計画における弁済内容は、破産手続を選択した場合の配当率よりも有利なものでなければならず（そうでないと会社を存続させて再生させる行う意味がなくなってしまう）10年以内の弁済期間を設定しなければなりません（民事再生法第155条第3項）。

(フ)監督委員の意見書

再生債務者から提出された再生計画案に対し、再生手続や再生計画の適法性、再生計画の実現可能性等を吟味して、監督委員が認可相当か否かの意見書を作成し、裁判所に提出します。

(ワ)債権者集会（又は書面投票）

再生計画案は再生債権者による決議を経る必要があります（ただし、例外として同意再生）。

決議の方法としては債権者集会の期日において議決権を行使する方法と、書面等投票により議決権を行使する方法、あるいはこれらの方法を議決権者に選択させるもの、のいずれかになります（民事再生法第169条）。実務上は債権者集会の開催が多いといえます。

再生計画案の可決要件は、出席議決権者の過半数の同意、かつ出席議決権総額の2分の1以上の同意とされています（民事再生法第172条の3）。議決権の数は再生債権の性質や額によって決められます（民事再生法第87条）。ほぼ債権額に近い数字と理解しておいて問題はないでしょう。

(カ)再生計画の認可

再生計画案が再生債権者の決議によって可決された場合、裁判所は原則として再生計画の認可を行います。

裁判所が再生計画の認可を行わない場合は、再生手続、再生計画について重大な法令違反があった場合や、再生計画が遂行される見込みがない場合、再生計画の決議が再生債権者の一般的利益に反するとき等の例外的な場合です（民事再生法第174条）。

再生計画は裁判所の認可後不服申立期間（民事再生法第9条）の経過によって確定することとなります。

(コ)再生計画の実行

再生債務者は確定した再生計画に従って、その内容を遂行し、監督委員が再生計

画の実行を監督します（民事再生法第186条）。

万が一再生計画を実現できない場合には、計画の変更や（民事再生法第187条）計画の取り消しによる破産手続への移行が行われることとなります（民事再生法第250条）。

(タ)任意の債権者集会

民事再生法上は、裁判所が再生計画案の議決方法として債権者集会の期日で議決権することを選択した場合に債権者集会の開催が必要的になりますが、これ以外の場合であっても債権者集会を開くことが禁じられているわけではありません。

例えば、民事再生の申立を行った後に、任意に債権者集会を開催して、会社の現状と民事再生手続の選択に対する理解を求め、事後の再生計画案への同意への布石とすることが考えられます。実務上はこのような債権者集会（法的なものとは区別する意味で「債権者説明会」と呼称されることもあります）が開かれることもしばしばです。

債権者集会にあたっては、再生債務者の代表者、申立代理人が出席の上、謝罪、会社の財務状況の経過及び現状、民事再生手続を選択した理由や、今後予定する再建計画の概略、民事再生手続そのものやスケジュールの説明を行います。集会に際しては民事再生申立書の添付資料等、説明に必要なものを債権者に配布するべきでしょう。

(5)その他の制度

・否認権

会社が倒産状態に陥ると、会社が故意に自らの財産を減少させたり、特定の債権者に対して、債権者間の公平を害するような担保の提供や弁済を行ったりすることがあります。

再生債務者が再生手続開始の前になした財産の処分行為であっても、他の再生債権者を害するような財産減少行為、担保の供与または特定の債務の弁済について、その法的効力を否定することができます（民事再生法第127条以下）。

否認権の行使は、裁判所の授権を受けた監督委員が行うこととなります。

・役員等に対する責任追及

会社の倒産の場面では、会社の役員に善管注意義務違反などが認められ、当該役員が会社に対して損害賠償責任を負うことが少なくありません。このような場

合に、会社が役員から損害賠償金を徴収できれば、今後の再生ないし弁済の資金とすることができます。

裁判所は、再生手続開始決定後、必要があると認めるときは、再生債務者等の申立てまたは職権により、役員の実任に基づく損害賠償請求権の査定をすることができます（民事再生法第143条）。この裁判が確定すると、給付を命ずる確定判決と同一の効力を生じます（民事再生法第147条）。

また、事前の財産隠しを防ぐために、民事再生手続開始前及び開始後において、役員の実任の保全処分をすることも可能となっています（民事再生法第142条）。

・担保権消滅請求

再生債務者の財産に抵当権等の担保権が設定されている場合、これは別除権（民事再生法第54条）として、再生手続外で権限を行使されてしまうのが原則となります。

会社の生産拠点である工場の敷地や建物に抵当権を設定されているような場合、この抵当権を実行されてしまうと事業の継続が不可能になります。このような場合に備えて担保権消滅請求という制度が存在します。

この制度は、担保権の目的物が事業の継続に欠くことのできない再生債務者の財産である場合にのみ利用することができ、裁判所の手続で決定された担保目的物の価格を金銭納付することで、担保を消滅させることができるというものです（民事再生法第148条以下）。

なお、担保権の実行中止命令制度（民事再生法第31条）は担保権実行を中止する制度ですが、中止命令の効力期間は永久ではないため、担保権の実行を強行される場合には、担保権消滅請求を申立てる必要があります。

(6) 民事再生手続の急所

(イ) 担保権への対策

会社更生では担保権は更生手続に拘束されますが、民事再生においては、担保権は別除権とされ、これを強制的に消滅させるためには、担保権消滅請求の申立てを行うしかありません。

しかし、この請求が認められるためには、担保目的物が事業の継続に欠くことができないという要件が必要であり、さらに担保目的物の価格を一括納付しなければならないという制約がついています。

消滅請求の対象及び、相当の金銭の準備という点が障害要因になる点には注意が必要です。

(ロ)再建計画の主体

民事再生においては、原則的に再生債務者が事業主体となって再建をすすめます。

しかし、財産の処分や借財等について、裁判所の許可を必要とする旨定められることがありますし(民事再生法第41条)再生計画認可後も、再生計画に従った弁済が義務付けられ、監督委員の監督を受けることとなります。万が一再生計画の実行を怠った場合には、計画取消し、破産手続への移行といった事態にもなりかねません。

また例外的なケースですが、再生債務者の財産管理又は処分が失当である場合には、管理命令が発令され、管財人によって財産の管理、処分がなされるという可能性も存在します(民事再生法第66条)。

このように民事再生においては、原則として経営主体の交替はないといっても、それは単なる経営の自由を意味するのではなく、再建の責任を課された上での経営権の留保である点に注意が必要です。

(7)税務上の課題

再生債務者は、再生手続開始後にその有する一切の財産につき価額評定をしなければいけません。この際に生じた資産の評価損益は、会計上、その計上が強制されるものではありませんが、法人税法では、(イ)の取扱いにより益金の額及び損金の額に算入することとされています。

また、取引金融機関等からの債務免除額は、債務免除益として会計上、税務上ともに収益としても認識されるため、多額の債務免除益が生じた場合などには、当然に法人税等の負担も生じることとなります。

債務免除が行われると、将来返済すべき債務は減少しますが、追加の資金援助を受けるといったものではないため、会社のキャッシュに変動は生じません。このような状況で債務免除益による多額の法人税負担が発生してしまうと、せっかく再生計画の認可を受けたとしても税負担により資金繰りが悪化し、事業計画が頓挫してしまうことになりかねません。

そこで、税務では、このような特殊な状況にある法人に対して(ロ)のような特例を設けています。

(イ) 財産評価損益の税務上の取扱い

法人税法では、資産の評価替えによる評価損益の計上は原則として認められていません。しかし、民事再生の場合の資産の評価損益については、法人税法でも特例として、再生計画の認可決定があった事業年度の益金の額及び損金の額に算入することとされています。

この場合の資産の評価損益は、会社更生の場合と異なり、会計上その計上が強制的なものであるのではないため、再生会社が評価損益の計上を会計上行わなかった場合に、法人税の別表で調整することとする「別表添付方式」と、会計上も評価損益の計上を行う「損金経理方式」の2種類に処理方法が区別されます。なお、別表添付方式においては、含み損益が1,000万円に満たない資産の評価損益は認識の対象から外されることとされているため注意が必要です。

また、他にも会社更生と異なる点として、会計上（民事再生法上）と法人税法上で、資産の評価方法に違いがあるということが挙げられます。具体的には、民事再生法では、再生手続開始の時の資産の清算価値により評価するのに対し、法人税法では再生計画認可決定日の資産の使用収益価額を時価とし評価損益の認識を行うこととされているため、会計上と法人税法上の評価損益額に差異が生じる可能性があります。

(ロ) 繰越欠損金の取扱い

再生計画認可の決定があった場合には、通常多額の債務免除益が計上されます。再生計画を実施する会社は税務上の欠損金を抱えていることが予想されますが、法人税法では過去7年分（平成13年4月1日前に開始された事業年度において生じた欠損金は5年分）の繰越しか認められていないため、それ以前にいくら多額の欠損金が生じている場合においても、この債務免除益が7年分の繰越欠損金額を超えているときには、その超えた部分につき法人税が課税されることとなってしまいます。

そこで再生会社における控除可能な欠損金の額については、一般の法人とは異なる特殊な規定（特例欠損金）を認め、債務免除益等の計上による税額発生を防ぐ措置をとっています。

具体的には再生計画認可の決定に伴って発生する債務免除益、財産評価による評価替え益（財産評価による評価替え損と相殺したネット金額まで）及び役員や株主

等から受ける私財提供益の合計額を限度に、過去に生じた欠損金額のすべてを控除することが可能となります。

再生手続を行う場合には、その決定により生ずると予測される債務免除益等の収益と、控除することが出来る欠損金額を検討し、キャッシュフローを悪化させるような納税負担が発生しないようにタックスプランニングをする必要があります。

(八)同族会社の留保金課税

同族会社の留保金課税とは、株主と社長が同一人物であるようなオーナー会社において、通常の上場会社のように獲得した利益を株主に配当せず、会社内に留保して株主個人の税負担を減少させるという行為を抑制するための法人税法の規定で、一定額以上の利益を会社内部に留保した場合には、その部分に対して追加で税金を課すという制度です。

具体的には、持株比率の最も高い株主グループの保有している株式が、その会社の発行済株式の50%超を占めるような会社の場合に、通常の法人税の他にその事業年度に発生した利益金額のうち社外流出（配当や役員賞与など）しなかった金額のうち一定額以上の部分に対して10～20%の税率で追加課税を行うというものです。

ここで注意しなければならないのは、発生した利益金額とは欠損金の控除を行う前の金額であるということです。つまり、多額の債務免除益等をせきかく特例欠損金の制度をもって相殺したとしても、留保金課税の対象にはなってしまうため、本来の法人税は0円、留保金課税のみ多額に発生するという事態が生じるケースがあります。

留保金課税の税率は、通常の法人税率に比べて低く、また一定の控除制度があるというものの、やはり経営再建中の会社には重くのしかかる負担となりますので、事前のタックスプランニングが重要となってきます。

第3 清算型の法的手続

1 破産

(1)破産とは

(イ)破産とは

破産とは、会社が債務超過や支払不能に陥った場合に、裁判所が破産手続を開始して破産管財人を選任した上で、破産管財人が債権の回収、不当に流出した財産の取り戻し、会社財産の換価・処分などをなし、破産手続と無関係に請求される債務を弁済した後、残った財産を債権者に公平に配当する手続です。

(ロ)破産原因とは

破産原因とは、破産手続開始の要件となる事実です。会社の経営状態が悪化しても、破産原因に該当しない限りは、破産手続を開始することはできません。

会社の破産原因には、債務超過および支払不能の2種類があります。

債務超過とは、債務者である会社が、その債務につき、その財産をもって完済することができない状態を言います（破産法第16条第1項）。なお、合名会社、合資会社については、債務超過のみを理由として破産することはできません（同条第2項）。

支払不能とは、債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいいます（破産法第2条第11項）。債務者が支払を停止したときは、支払不能と推定されます（破産法第15条第1項、第2項）。

(ハ)破産手続における重要概念

破産手続を理解するにあたり、特に重要な概念を説明します。

(a)破産財団

破産財団とは、破産者の財産又は相続財産であって、破産手続において破産管財人にその管理及び処分をする権利が専属するものをいいます（破産法第2条第14項）。破産財団から財団債権、諸費用などを弁済した残りが、最終的に債権者に対する配当の原資になります。

(b)弁済の優先順位

破産事件においては、優先して弁済される順に1番が「財団債権」、2番目は「優

先的破産債権」、3番目は「(一般の)破産債権」、そして4番目が「劣後的破産債権」となっています。先順位の債権から順に弁済され、余剰があれば次順位の債権が弁済されます。

財団債権とは、破産手続によらないで破産財団から随時弁済を受けることができる債権をいいます(破産法第2条第7項)。財団債権となる債権は、共益費用、破産手続開始時において納期限から一年以内の租税債権、使用人の給料の一部など、法律で規定されるものに限られます(破産法第148条ないし150条)。

これに対し、破産債権とは、破産者に対し破産宣告前の原因に基づいて生じた財産上の請求権をいいます(破産法第2条第5項)。破産債権は、破産手続によらなければ、これを行使することができません。

また、破産債権のうち、一般の先取特権その他一般の優先権がある破産債権を優先的破産債権といい、他の破産債権に優先して弁済を受けることができます(破産法第98条)。

これに対し、破産手続開始後の利息など、相対的に法的保護の優先順位の低いものとして破産法に規定される一定の債権を、劣後的破産債権といい、一般の破産債権に劣後して弁済をうけることとなります(破産法第99条、第97条第1号ないし第7号)。

(c) 別除権

別除権とは、破産財団に属する特定の財産につき設定されている権利で、破産手続によらずにその権利を行使できるものをいいます(破産法第2条第9項)。具体的には、特別の先取特権、質権、抵当権が別除権として扱われます。

(2) いかなる場合に破産を行うか

以下に述べるとおり、会社が倒産状態に陥ったとしても、まずは会社の再建を検討すべきです。破産は「倒産処理の最後の手段」と考えるべきでしょう。

(イ) 再建か清算か

破産原因が存在するとしても、安易に破産を選択すべきではありません。まずは、会社更生、民事再生といった方法によって会社を再建できないかを検討すべきです。その理由は以下のとおりです。

(a) 清算型のデメリット

破産にせよ、特別清算にせよ、清算型の任意整理にせよ、清算型の手続には、

以下のようなデメリットがあります。

1) 経営者のデメリット

当然のことながら、清算型の手続を採用すれば会社は消滅しますので、経営者としては、苦勞して築き上げた会社を失うこととなります。再度別会社を設立することも考えられますが、特に中小会社の場合、会社の債務を経営者が保証している場合が少なくありません。そのような場合、会社の清算と同時に、経営者個人も破産などを余儀なくされ、経営者個人も資力がなくなる上、金融機関からの借り入れもできなくなるため、ゼロから会社を築き上げていくことは非常に困難です。

この点、再建型の手続を選択すれば、経営者は、当面は苦しいながらも、引き続き会社の経営を行うことができます。

2) 債権者のデメリット

再建型の代表例である民事再生の場合、再生計画案が認可される必要がありますが（「第2 再建型の法的手続 2 民事再生」の項を参照）、弁済率が破産の場合を下回る再生計画案は認可されません（このような場合、債権者としては、民事再生に応じる実益がないからです）。逆に言えば、民事再生が可能なケースであるにもかかわらず破産が選択されれば、債権者は民事再生の場合よりも少ない弁済しか受けられないこととなります。

3) 従業員のデメリット

会社が清算型の手続により消滅すれば、およそ全ての従業員がその職を失うこととなります。

この点、再建型の手続によれば、再建のためにある程度のリストラは避けられないことも多いでしょうが、全従業員の失業という最悪の事態は免れることができます。

4) 社会経済上のデメリット

破産手続が開始すれば、会社財産のすべては破産管財人の管理下に置かれるため、通常は会社の営業が継続されることはありません。そうなると、例えば製造業の場合、工場を稼働させることができませんから、製造途中の商品を完成させてから処分することができず、製造途中の物を著しく廉価で販売するか、販売できなければ廃棄せざるを得ない場合があります。これは社

会的損失であるといえます。

(b)清算型の手続を取らざるを得ない場合

上記のデメリットを検討してもなお清算型の手続を選択せざるを得ない場面として、以下のケースが考えられます。

- 1) 経営者が再建の意欲を完全に失くしており、他に適切な経営者も見つからない場合。
- 2) 債務を大幅に減縮してもなお会社の再建がおよそ不可能な場合。
- 3) 会社の営業に不可欠な財産（唯一の工場など）につき、担保権の実行（競売など）が避けられない場合。
- 4) 会社更生、民事再生に規定される計画案可決に必要な債権者の同意を得ることができない場合。

(ロ)清算型任意整理か破産か

清算型の手続を選択するとして、破産か任意整理かという問題が生じますが、以下のような破産のデメリットについては知っておく必要があるでしょう。

(a)破産のデメリット

1) 予納金の必要性

破産の場合、破産の申立てと同時に、裁判所に予納金を納める必要があります。予納金を用意できないと、破産開始手続を申し立てても、申立てが棄却されてしまいます。

予納金の金額は債権者の数や負債総額などを基準に定められ、裁判所によって若干異なります。東京地方裁判所を例にとると、現在は後述する少額管財手続を利用できる場合が多く、この手続によれば予納金は20万円ですが、この手続が導入されるまでは、会社の破産では最低70万円の予納金が必要でした。会社の代表者もあわせて破産をする場合、さらに最低50万円が必要となりますので、合計で最低120万円もの予納金が必要でした。

2) 配当原資の減少

予納金を納めることができたとしても、このように破産手続自体に費用がかかる分、債権者に配当できる財産が減少します。

3) 手続の長期化

破産手続の具体的な流れについては後述しますが、通常、破産開始決定か

ら破産終結決定までには長い期間を要します。もっとも、近年は破産終結までの期間は短くなってきており、特に少額管財手続であれば比較的迅速な解決が可能ですので、権利関係に問題の少ない事案であれば、破産による早期解決も期待できます。

4)破産管財人の権限

破産手続においては、破産開始決定と同時に破産管財人が選任されます(後述する同時廃止の場合を除く)。そして、それ以降は、破産財団に属する財産の管理及び処分をする権利は、この破産管財人に専属します(破産法第78条第2項)。

ところが、この破産管財人を選任するのは裁判所であり、破産者は破産管財人を自由に選任することができません。

また、選任された破産管財人は、会社の代理人ではなく、破産管財人独自の権限に基づいて行動しますので、会社が破産管財人を自由にコントロールすることはできません。

この点、任意整理においては、会社の自主的な判断によって代理人弁護士を選任し、この代理人弁護士を通じて会社の意向を反映させながら手続を進めることができます。

5)手続の厳格性

破産手続においては、破産管財人と裁判所が連携して手続を進めていくこととなりますが、債権者の平等の実現などの見地から、破産法をはじめ厳格な法規制の下に置かれることとなります。

この点、任意整理はあくまで私的な整理手続ですので、あらゆるリスクを計算する必要はあるものの、臨機応変に柔軟な対応をすることができます。

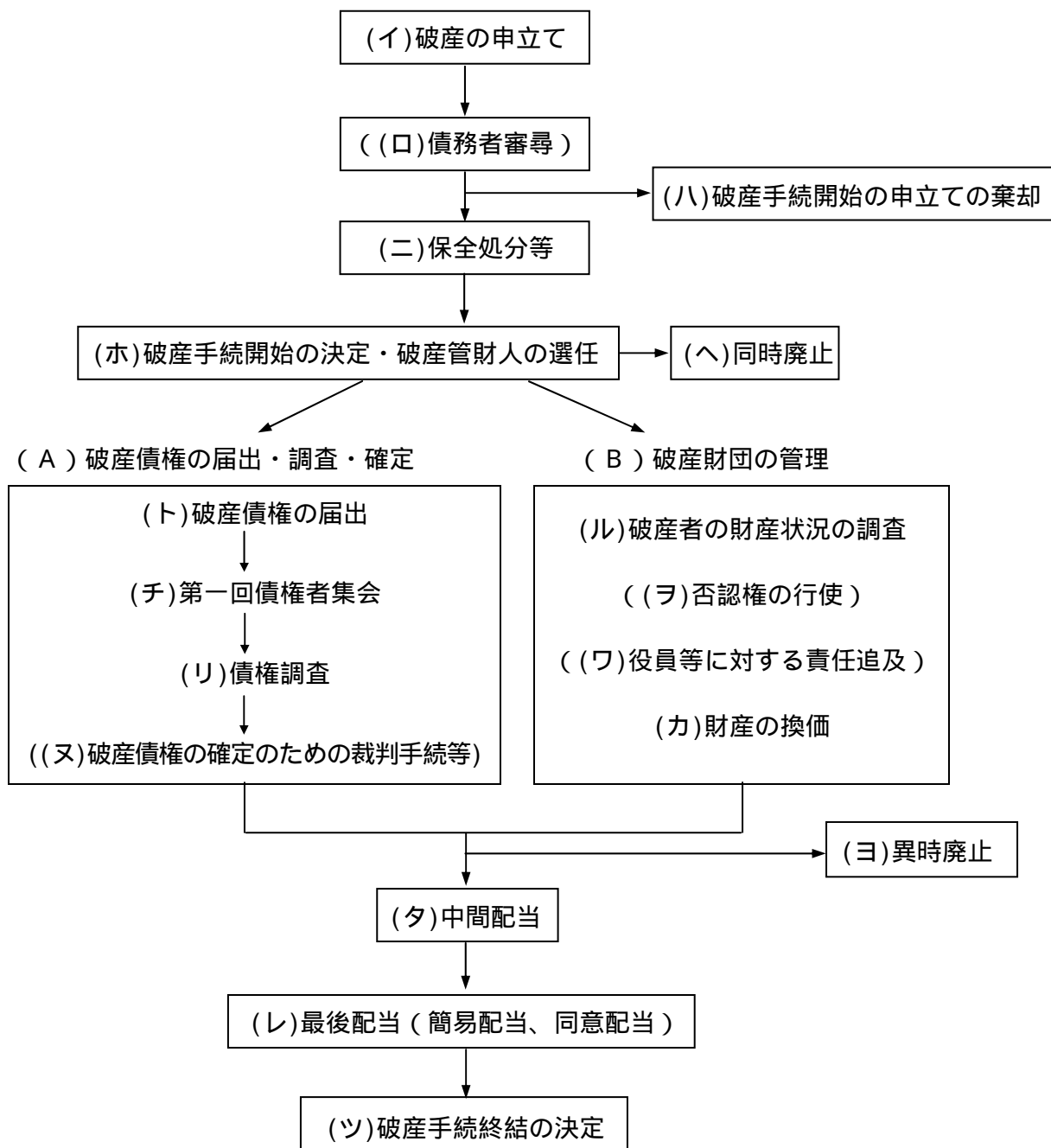
(b)破産の手続を取らざるを得ない場合

清算型の手続を取ることがやむを得ないとして、さらに任意整理ではなく、破産によるべき場面として、以下のケースが考えられます。

- 1)話し合いに応じずに強制執行を行うなど、強硬な姿勢を取る債権者がいる場合。
- 2)暴力団等、公正な私的整理手続の実行を妨げる者が関与してくる場合。
- 3)債権者が破産を申立てた場合。

破産は申立てがないかぎり開始しませんが、この申立ては債務者自身だけでなく、債権者も行うことができます（破産法第18条第1項）。たとえば、耐震強度偽装問題で話題になったマンション販売会社に対し、債権者であるマンション住民が破産申立てをしたのは、記憶に新しいところです。このようにして債権者から破産が申し立てられ、裁判所が破産開始決定をすれば、債務者の意思に関わらず、破産手続が開始することになります。債務者としては、そのまま破産手続に応じるか、破産決定に対して抗告をし、破産原因の有無について裁判で争うことになります。

(3) 手続のフローチャート



(4) 手続の概要

(イ) 破産の申立て

破産手続は申立てにより開始します。申立権者は債務者と債権者です（破産法第18条第1項）。申立ては書面で行う必要があり、書面に記載すべき事項は規則で定められています（破産法第20条、破産規則第13条、第14条）。

法人の破産事件を管轄する裁判所は、原則としてその主たる営業所の所在地を管轄する地方裁判所ですが（破産法第5条第1項）

(a)親子会社の破産の場合には、その一方の破産事件がすでに係属している場合、他方の破産申立ても同一裁判所にすることができる（同条第3項、第4項）

(b)法人とその代表者の一方の破産事件がすでに係属している場合、他方の破産申立ても同一裁判所にすることができる（同条第6項）

(c)破産債権者の数が500人以上の場合には、管内の高等裁判所所在地の地方裁判所も管轄を有する（同条第8項）

(d)破産債権者の数が1000人以上の場合には東京地裁又は大阪地裁も管轄を有する（同条第9項）

など、様々な拡大規定があります。これらの規定はいずれも、破産事件を迅速かつ適切に処理するために設けられているものといえます。

(ロ)債務者審尋

債務者審尋とは、裁判所が破産者の破産に至る経緯、財産状況、負債状況などを知るために、裁判官が会社代表者などから事情聴取する手続です。もっとも、現在では、特に問題がないかぎり、審尋を経ずに破産開始決定が下されることが多くなっています。

(ハ)破産手続開始の申立ての棄却

破産原因が認められない場合の他、予納金を納付しないとき、不当な目的で申立てがなされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないときは、破産手続開始の申立てが棄却されます（破産法第30条第1項）。

(二)保全処分等

破産手続開始申立てがあった場合、裁判所は、利害関係人の申立て又は職権で、破産手続開始決定がなされるまでの間、債務者の財産に関し、その財産の処分禁止の仮処分その他必要な保全処分を命じることができます（破産法第28条）。裁判所が保全処分を出した場合、これに反する弁済などの債務を消滅させる行為は、破産手続の関係では無効になります。

また、裁判所は、債務者の財産に対する強制執行等を一律に禁止する包括的禁止命令や（破産法第25条）保全管理人による財産の管理を命ずる保全管理命令をすることもできます（破産法第91条）。

これらの保全手続は、いずれも破産手続開始決定前に債務者の財産が散逸することを防止するための手続です。

(ホ)破産手続開始の決定・破産管財人の選任

破産原因の存在が認められ、その他上記(ハ)に述べた事由がない場合、裁判所は破産手続開始の決定をします。これにより、破産債権のみならず、財団債権に基づく強制執行、仮差押え、仮処分等の手続がすべて失効します(破産法第42条第1項)。

なお、破産手続開始の決定がなされると、株式会社は解散します(会社法第471条第5号)。

また、裁判所は、破産手続開始の決定と同時に破産管財人を選任し、

(a)破産債権の届出をすべき期間

(b)債権者集会の期日

(c)破産債権の調査をするための期間(または期日)

を定めます(破産法第31条第1項)。

この例外として、裁判所は、後に述べる異時廃止のおそれがあるときは、アおよびウの期間を定めないことができ(同条第2項)、知れている債権者の数その他の事情を考慮して相当でない認めるときは、(a)の期日を定めないことができます(同条第3項)。

破産管財人が選任されると、以後債務者の財産の管理処分権限は、すべて破産管財人に移ることになります。

(ヘ)同時廃止

債務者自身による破産申立ての場合に、破産財団となるべき財産が極めて少なく、破産手続の費用を償うに足りない場合には、破産管財人は選任されず、破産手続開始と同時に破産手続廃止の決定がなされ、破産債権者に対する配当も行われないうまま、破産手続が終了します(破産法第216条第1項)。

なお、この同時廃止手続は、法人については行わないという運用をしている裁判所もあり、このような裁判所においては、会社の破産と会社の代表者の破産を同時に行なう場合に、代表者についてのみ同時廃止とするケースもごく稀でしょう。

(ト)破産債権の届出

破産手続に参加しようとする債権者は、上記(ホ)(a)において定められた期間「債

権届出期間」といいます)に、その債権の額、別除権の内容等を裁判所に届け出る必要があります(破産法第111条)。この期間に債権を届け出ず、後述する一般調査期間経過までに届出を行わなかった債権者は、原則として、破産手続に参加できない、つまり配当を受けられないこととなります(例外的に一般調査期間経過後の届出が許される場合として、破産法第112条)。

(チ)第一回債権者集会

上記(ホ)(a)において定められた期日に、破産者の財産状況を報告するための債権者集会を開催します。

この債権者集会において、破産管財人は、

- (a)破産手続開始に至った事情
- (b)破産者及び破産財団に関する経過及び現状
- (c)役員の実任追及に関する事項(破産法第177条、第178条)
- (d)その他破産手続に関し必要な事項

の要旨を、それぞれ報告します(破産法第158条、157条第1項)。

(リ)債権調査

破産管財人は、上記(ホ)(c)において定められた期間または期日(「一般調査期間」「一般調査期日」といいます)前の裁判所が定める期限までに、債権届出期間内に届出のあった破産債権について、以下の事項を記載した認否書を作成します(破産法第116条、第117条)。

- (a)破産債権の額
- (b)優先的破産債権であること
- (c)劣後的破産債権又は約定劣後破産債権であること
- (d)別除権の行使によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額

届出をした破産債権者および破産者は、この認否書に対し、一般調査期間内(または一般調査期日前)であれば、書面で異議を述べることができます(破産法第118条第1項、第2項)。

(ヌ)破産債権の確定のための裁判手続等

上記(リ)において、破産管財人が認め、他の破産債権者からも異議が出されなかった破産債権は、そのまま確定します(破産法第124条)。

他方、破産管財人が認めなかった破産債権または届出をした破産債権者から異議

が出た破産債権については、当該破産債権を有する破産債権者は一般調査期間の末日（または一般調査期日）から1ヶ月以内に破産裁判所に破産債権の額等についての査定を申立てます（破産法第125条第1項、第2項）。

この申立てを受けた裁判所は、破産債権の存否及び額等を査定する裁判をし（同条第3項）、裁判書を当事者に送達します（同条第4項）。

破産債権査定申立てについての決定に不服がある者は、裁判書の送達の日から1ヶ月以内に、異議の訴えを提起することができます（破産法第126条第1項）。

このように、権利の存否やその性質、数額等に争いのある破産債権について、通常の訴訟手続よりも簡易、迅速な確定手続が設けられています。

(ル)破産者の財産状況の調査

破産手続が開始すると、上記のように破産債権を確定していく手続と並行して、破産財団を調査・管理する必要があります。その第一歩として、破産管財人は、破産者または破産申立代理人から資料の交付を受けるなどして引継ぎを完了し、破産者の財産を正確に把握しなくてはなりません。

(ヲ)否認権の行使

会社が倒産状態に陥ると、会社が故意に自らの財産を減少させたり、特定の債権者に対して、債権者間の公平を害するような担保の提供や弁済を行ったりすることがあります。

そこで、破産管財人は、破産者が破産宣告の前になした財産の処分行為であっても、債務者の財産を減少させる行為（財産減少行為）や、既存の債務についてされた担保の供与または債務の消滅に関する行為（偏頗行為）について、その法的効力を否定することができます。これを「否認権の行使」といいます（破産法第160条ないし第176条）。否認権を行使できる行為の具体的内容、行使方法は、前述した会社更生、民事再生における否認権の行使の場面と同様です。

(ワ)役員等に対する責任追及

会社の倒産の場面では、会社の役員に善管注意義務違反などが認められ、当該役員が会社に対して損害賠償責任を負うことが少なくありません。

そこで、破産法では、他の倒産法制（会社更生法、民事再生法）と同様に、裁判所は、破産手続開始前及び開始後において、役員等の財産の保全処分をすることができると規定しています（破産法第177条）。

また、破産手続開始決定があった場合において、裁判所は、必要があると認めるときは、破産管財人の申立てまたは職権により、役員の実任に基づく損害賠償請求権の査定を裁判をすることができます(破産法第178条)。この裁判が確定すると、給付を命ずる確定判決と同一の効力を有する(破産法第181条)ため、破産管財人が強制執行などの方法によってこの債権を取り立てて、破産財団に組み入れることが可能になります。

なお、実務上は、会社の債務を役員個人が保証していることが多く、この保証債務を履行させることで、実質的に役員としての責任を果たさせるケースも少なくありません。

(カ)財産の換価

破産手続の最終目標は、会社の全財産を債権者に配当することです。破産管財人は、この配当に先立ち、破産財団に属する財産を評価し、可能な限り現金化する必要があります。

たとえば、実務上、会社が所有する不動産については、不動産の交換価値以上の担保権が設定されている場合でも、担保権者が別除権を行使して競売にかけるのではなく、破産管財人が担保権者と協議の上、これを市場で売却して(これを任意売却といいます)、処分代金の一部(5~15%程度)を破産財団に組み入れ、残りを担保権者への弁済に充てるといった方法が一般的です。これにより配当の原資となる破産財団は組み入れ分だけ増加しますし、担保権者としても、競売の場合、市場での売却価格よりもかなり安く落札されることが通常ですので、このような任意売却に応じることに経済的なメリットがあります。

また、任意売却が破産債権者一般の利益になり、任意売却をしても担保権者の利益を不当に害することがないにもかかわらず、担保権者が任意売却に応じない場合は、破産管財人の申立てと裁判所の許可により、担保権を消滅させる制度もあります(破産法第186条)。

(コ)異時廃止

裁判所は、破産手続開始の決定があった後、破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足すると認めるときは、破産管財人の申立てにより又は職権で、破産手続廃止の決定をしなければなりません(破産法第217条第1項)。異時廃止の場合も、同時廃止の場合と同様、破産債権者に対する配当は行われません。

(タ)中間配当

破産管財人は、債権調査終了後で、財産の換価終了前に配当をするのに適当な財産があるときは、その裁量によって随時中間配当しうる（破産法第209条）ことが定められています。破産開始から終結までに1年以上の期間がかかる場合などに、中間配当が行われることがあります。

(レ)最後配当

破産管財人は、一般調査期間が経過し、破産財団の換価がすべて終了した後、遅滞なく、裁判所書記官の許可を得て、届出をした破産債権者に対して配当を行います（破産法第195条）。この最終配当においては、配当表の作成、配当公告、配当表に対する異議申立ての制度、異議申立てについての裁判に対する即時抗告、配当額についての破産債権者に対する個別の通知など、比較的厳格な手続が法定されています。

これに対し、配当金額が少ない場合等の簡易配当（破産法第204条）、届出破産債権者全員の同意が得られた場合の同意配当（破産法第208条）など、状況に応じてより簡易迅速な配当方法によることもできます。

(ソ)破産手続終結の決定

裁判所は、最後配当、簡易配当又は同意配当が終了した後、計算の報告に対する債権者の異議申し立て期間が経過したときは、破産手続終結の決定をします（破産法第220条）。

破産手続が終結すると、裁判所から法務局に対し、破産終結の嘱託登記がなされ、これに基づいて会社登記簿が閉鎖され、会社が消滅することになります。

(5) 破産手続の急所

(イ)破産手続に臨む会社の姿勢

以上に見たとおり、破産申立ての段階においては、破産申立人である会社自らが（あるいは申立代理人が）破産原因の存在を明らかにして申立てを行う必要があります。

他方、破産開始決定後は、破産管財人が主導権を握り、債権の確定、破産財団の評価・換価を進めていきます。よって、破産手続開始後に会社の経営者や従業員がなすべきことは、破産財団を大きくし、債権者に対する配当率を少しでも高くする

ため、破産管財人の業務に協力することです。

(ロ)会社経営者の自己破産

会社が破産を選択する事例の大半において、会社経営者個人が会社の債務を（連帯）保証しています。このような場合、仮に会社が破産により消滅しても、会社の債務を保証した経営者の責任は存続します。よって、経営者個人がこの債務に耐えるのか、あるいは経営者自身も破産を選択せざるを得ないのか、会社の破産申立てを検討する段階で同時に検討しておく必要があります。

なお、個人の破産の場合、会社の場合と異なり個人の法人格が消滅するわけではありませんので、債務の履行責任を免れるためには、破産のみでは足りず、裁判所の免責許可決定を受ける必要があります。

また、旧商法では、破産は会社の取締役の欠格事由とされていたので（旧商法第254条の2）、経営者個人が破産した場合、免責許可が確定するまでは、別会社を設立して取締役に就任することはできませんでした。しかし、現在の会社法においては、取締役の欠格事由から破産が除かれましたので（会社法第331条参照）破産後すぐに別会社の取締役となるのが法的には可能になりました。

とはいえ、破産をした事実は、金融機関に信用情報として把握されることとなりますので、破産前と比べて、資金調達が困難になることはいうまでもありません。

(ハ)少額管財手続等の利用

(a)制度の概要

破産手続のデメリットとして、高額な予納金が必要であることは、前述したとおりです。この予納金を納付できなければ、破産手続開始の申立てが棄却されることになり、納付できたとしても、その分破産財団は小さくなってしまいます。

また、破産手続のもう一つのデメリットとして、手続にかかる時間が長いという点が挙げられることも、前述したとおりです。

そこで、破産法の範囲内で、できる限り手続の簡素化と迅速化を図ることにより、管財事件にかかる時間と費用に関する負担を少しでも軽減しようとする試みとして、少額管財手続と呼ばれる手続が行われています。

ただし、注意を要するのは、少額管財手続を実施しているのは、東京地方裁判所など限られた裁判所のみであることです。

もっとも、今後は少額管財手続に類似する手続を導入する裁判所も増えてくる

ことと思われ、また、破産法の改正により、むしろこのような簡易迅速な管財手続を原則とする運用へと、段階的に切り替わっていくことが予想されます。簡易迅速な管財手続の実施状況については、破産申立てを検討する際に、管轄の裁判所にお問い合わせください。

以下では、東京地方裁判所民事第20部の取扱いをもとに、少額管財手続について概説します。

(b)要件

少額管財手続を利用するための要件は、以下のとおりです。

- 1)自己破産申立てであること。
- 2)ほとんど資産がないが、若干の換価業務が予想されること。
- 3)最低予納金（法人70万円個人50万円）を納付することが困難な事情があること。
- 4)代理人申立事件（代理人弁護士が申し立てる事件）であること。

(c)費用

手続費用は法人と個人を合わせて20万円です。このほか、若干の印紙、郵券、官報公告費用が必要となります。

(d)手続

基本的な手続の流れは前記のフローチャートのとおりですが、原則として、第一回債権者集会が申立てから約3ヶ月後に設けられ、破産管財人はこの期日までに換価業務を終了しますので、第一回債権者集会をもって破産手続が終結するのが通常です。つまり、申立てから3ヶ月ほどで、破産手続がすべて完了することになります。

(6)税務上の課題

裁判所による破産宣告がなされると、その翌日から清算事業年度となるため、通常1年間の事業年度が、年の途中で終了することとなります。清算事業年度の所得計算は、通常事業年度の所得計算と大きく異なるため、その特徴を把握したうえでのタックスプランニングが有効となります。

また、破産等に至った会社のほとんどが大幅な赤字会社で債務超過となっていることが予想されます。このようなケースですと新たに納税が発生するということはあまりありませんが、逆にいかに税金を還付してもらうかが問題となってきます。還

付が考えられる税金は(八)のようになりますが、この中でも特に「欠損金の繰戻し還付」については還付額が多額となることもありえますので注意が必要となります。

(イ)事業年度の取扱い

通常の商品が解散すると、その解散の日までを「解散事業年度」、その翌日からを「清算事業年度」とし、税額計算の方法なども大きく変更されます。

破産会社の場合には、裁判所から破産宣告がなされた日を解散の日とすることとされています。

また、通常の商品ですと、法人税等の申告について責任を持つ者（申告義務者）は、その商品の代表取締役ということになりますが、破産会社の場合には、裁判所から選任された破産管財人が申告義務者となります。

(ロ)清算事業年度の所得計算

通常の商品年度の所得は益金から損金を控除するという方法により計算しますが、清算事業年度の所得は残余財産（すべての財産を換金して債務を弁済した残りの額）から、資本金等及び利益積立金額を差し引くという方法により計算されます。

したがって、不動産整理に伴う売却益が発生した場合においても、通常の商品年度では法人税が課税されるのに対し、清算事業年度では法人税が課税されないというケースもよくあります。

(ハ)還付される税金の種類

破産会社はキャッシュに不足が生じている場合が多いため、いかに速やかに税金の還付が受けられるかがポイントとなります。破産会社で税金の還付が考えられる場合は以下のとおりです。

- (a) 利子、配当等の源泉所得税の還付
- (b) 都道府県民税の利子割額の還付
- (c) 法人税、消費税、地方税等の中間納付額の還付
- (d) 欠損金の繰戻し還付

欠損金の繰戻し還付とは、その事業年度において生じた欠損金額を、前事業年度の所得と相殺することにより、その前事業年度に支払った法人税額を還付することが出来るという制度です。この取扱いは、現在凍結状態にあり、通常の商品の場合は適用することは出来ませんが、破産法人は原則どおりの使用が可能となっています。

しかし、破産等に至った会社はその前の事業年度においても納税額が発生しているというケースは稀であると考えられるため、実務上はあまり活用されていませんが、資金不足のため前年に生命保険を途中解約した場合や不動産を売却した場合等で、多額の納税が発生してしまっている会社は検討の余地があります。

2 特別清算

(1)特別清算とは

特別清算とは、解散した株式会社に債務超過の疑いがある場合などに、適正な清算を行うため、裁判所の監督下で行われる清算手続です。

よって、特別清算を行う大前提として、株式会社であること、すでに解散していることが必要になります。

(2)いかなる場合に特別清算を行うか

(イ)特別清算のメリット

特別清算は、清算型の倒産処理でありながら、破産ほど手続が厳格でなく、簡易、迅速に会社を清算できるという利点があります。

また、破産の場合は会社の財産の管理処分権限は裁判所の選任する破産管財人に移ってしまうのに対し、特別清算の場合は、会社が選任した清算人が財産の管理処分を行うことができるという利点もあります。

加えて、特別清算も破産と同様、会社を消滅させ、清算する手続であるにもかかわらず、一般的に、特別清算には比較的「倒産」というイメージが薄いと言われています。

よって、たとえば、親会社が不採算の子会社を消滅させたい場合に、破産手続を実施すると、社会的なインパクトが大きく、グループ全体の信用を損なう結果になる場合があります。そこで、特別清算を選択することで、グループ全体のイメージダウンを最小限に食い止めるというケースが散見されます。

(ロ)特別清算のデメリット

特別清算手続を選択する上での最大の障害は、そもそもこの手続を利用できる場合が限定されているということです。

すなわち、上述のとおり、特別清算手続を実施する前提として株式会社を解散する必要があるところ、株式会社の解散には株主総会の特別決議、つまり総議決権の過半数の出席および出席した株主の議決権数の3分の2以上の賛成が必要です（会社法第309条第2項第11号）。よって、完全子会社の場合（または親会社が子会社株式の大半を保有している場合）や、いわゆる同族会社の場合でない限り、解散決議を可決させるのは容易ではありません。

また、株主の同意により解散までは漕ぎ着けたとしても、特別清算手続を実施す

るには、債権者に対する弁済計画である協定案に対し、債権額の3分の2以上の同意が必要です(会社法第567条)。この協定案が否決されれば、結局破産を選択せざるを得ないこととなります。特別清算は破産と異なり、強制的な清算手段ではなく、債権者の同意の上にはじめて成り立つ手続なのです。

このような手続上のデメリットに加え、特別清算においては、破産の場合の管財人に認められる否認権(1破産、(4)手続の概要、(ヲ)参照)と同様の制度がないことから、清算手続内で偏頗弁済や財産減少行為の効力を否定することができないという欠点もあります。同様に、債権確定の制度(1破産、(4)手続の概要、(ヌ)参照)もありませんので、債権を迅速に確定することも困難です。このように、債権の存否などにつき争いがあるケースは、特別清算手続には適さないこととなります。

(ハ)特別清算手続活用のスキーム

このように、特別清算は破産よりも簡易・迅速で、倒産のイメージが薄いというメリットがある一方、その利用には困難が伴います。

そこで、特別清算の活用方法の一例として、親会社が特別清算により子会社を整理する場合の、典型的なスキームをご紹介します。

まず、子会社の場合、株式は親会社がその大半を所有していますから、解散決議を成立させるのは容易です。

残された問題は、協定案に対する債権者の同意ですが、特別清算手続開始前に、親会社が子会社の肩代わりをして全ての債務を弁済するか、親会社がすべての債権を買い取るなどしておきます。こうすれば、子会社に対する債権者は親会社のみである状況を作ることができますので、協定案は当然可決されます。

このような手法を採用することで、親会社が子会社の債務を負担することにはなりますが、取引先(債権者)の権利を害さず、グループ全体の信用を維持しながら、子会社を整理することができるのです。なお、この子会社整理方法は、後述のとおり税務上の損金処理においても利点があります。

(3) 手続のフローチャート

(イ) 株主総会の解散決議、清算人選任決議

(ロ) 清算財産目録及び清算貸借対照表に対する株主総会承認決議

(ハ) 債権者に対する公告及び催告

(ニ) 特別清算開始の申立て

(ホ) 特別清算手続開始の命令

(ヘ) 第1回債権者集会

(ト) 協定案の作成及び提出

(チ) 第2回債権者集会（協定の採決）

(リ) 裁判所による協定認可決定

(ヌ) 弁済

(ル) 特別清算終結決定

(4) 手続の概要

(イ) 株主総会の解散決議、清算人選任決議

株主総会決議により株式会社を解散するには、総議決権の過半数の出席と、出席した株主の議決権の3分の2以上の賛成が必要です（会社法第309条第2項第1号）。

取締役は当然に清算人に就任しますが（会社法第478条第1項第1号）、株主総

会決議で別の清算人を選任することもできます(同項第3号)。清算人は、清算株式会社の現務の結了、債権の取立て及び債務の弁済、残余財産の分配を行います(会社法第481条)。なお、清算人は必ず置かなければなりません(会社法第477条)。

(ロ) 清算財産目録及び清算貸借対照表に対する株主総会承認決議

清算人は、就任後遅滞なく、解散時における清算株式会社の財産目録および貸借対照表を作成し(会社法第492条第1項、会社法施行規則第144条及び第145条)、これに対する株主総会の承認を得る必要があります(会社法第492条第3項)。

(ハ) 債権者に対する公告及び催告

清算人は、会社債権者に対し、一定の期間内にその債権を申し出るべき旨を、官報に公告するとともに、知れたる債権者に対しては各別に催告(通知)する必要があります。なお、債権申出の期間は2ヶ月を下回ることができません(会社法第499条第1項)。

(ニ) 特別清算開始の申立て

債権者、清算人、監査役又は株主は、特別清算開始の申立てをすることができます(会社法第511条第1項)。なお、清算株式会社に債務超過の疑いがあるときは、清算人はこの申立てをする義務があります(同条第2項)。

(ホ) 特別清算開始の命令

特別清算開始の申立てがあった場合、裁判所は、特別清算開始原因、すなわち清算の遂行に著しい支障を来すべき事情があること(会社法第510条第1号)、債務超過の疑いがあること(同条第2号)のいずれかが認められれば、特別清算開始の命令をします。

ただし、特別清算の手続の費用の予納がないとき(会社法第514条第1号)、特別清算によっても清算を結了する見込がないことが明らかであるとき(同条第2号)、特別清算によることが債権者の一般の利益に反することが明らかであるとき(同条第3号)、不当な目的で特別清算開始の申立てがされたとき、その他申立てが誠実にされたものでないとき(同条第4号)には、申立てが却下されます。

なお、特別清算開始の命令に不服があるときは、清算株式会社に限り即時抗告を

することができます(会社法第890条第4項)。特別清算開始の申立てを却下した裁判に不服があるときは、特別清算の申立人に限り、即時抗告をすることができます(同条第5項)。

(ヘ)第1回債権者集会

特別清算開始の命令があった場合、清算人は、清算株式会社の財産の現況についての調査をして財産目録等を作成した後、遅滞なく債権者集会を招集し、債権者集会に対し、清算株式会社の業務及び財産の状況の調査の結果並びに財産目録等の要旨を報告するとともに、清算の実行の方針及び見込みに関して意見を述べなければなりません(会社法第562条本文)。

ただし、債権者集会に対する報告及び意見の陳述以外の方法によりその報告すべき事項及び当該意見の内容を債権者に周知させることが適当であると認めるときは、この限りではありません(同条ただし書)。先述した親会社による子会社整理のスキームにより、親会社のみが債権者となっているケースは、これに該当するでしょう。

(ト)協定案の作成及び提出

清算株式会社は、債権者集会に対し、協定の申出をすることができます(会社法第563条)。協定においては、協定債権者の権利(特別の先取特権、質権、抵当権、代理商の留置権、商事留置権を除く)の全部又は一部の変更に関する条項を定めなければならない(会社法第564条第1項)。この条項においては、債務の減免、期限の猶予その他の権利の変更の一般的基準を定めなければなりません(同条第2項)。

なお、先述した親会社による子会社整理のスキームにより、親会社のみが債権者となっているケースでは、親会社と子会社の間で個別和解を成立させれば協定と同じ効果が得られますので、協定案の作成及び提出、債権者集会での可決、裁判所の認可という手続は不要になります。

(チ)第2回債権者集会(協定の採決)

清算株式会社は、前項で作成した協定案を可決するため、再度債権者集会を開催します。出席した議決権者の過半数かつ議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意が得られれば、協定は可決されます(会社法第567条)。他方、ここで債権者の同意が得られない場合は、破産手続に移行することになります(会社法第574条第2項第1号)。

(リ)裁判所による協定認可決定

協定が債権者集会で可決されたとき、清算株式会社は、遅滞なく、裁判所に対し、協定の認可の申立てをしなければなりません(会社法第568条)。この申立てがあった場合、裁判所は、法定の不認可事由(会社法第569条第2項)に該当しない限り、協定の認可の決定をします(同条第1項)。不認可の決定がなされた場合は、債権者集会で協定が否決された場合と同様、破産手続に移行することになります(会社法第574条第2項第2号)。

(ヌ)弁済

協定の認可の決定が確定すると、協定は法的効力を生じ、清算株式会社及びすべての協定債権者のためにその効力を有します(会社法第570条、第571条第1項)。清算株式会社は、この協定に従って弁済を行います。

(ル)特別清算終結決定

裁判所は、特別清算が終了したとき又は特別清算の必要がなくなったときは、特別清算終結の決定をします(会社法第573条)。この決定が確定すると、職権で特別清算終結の登記がなされ(会社法第938条第1項第3号)、会社は消滅します。

(5)特別清算手続の急所

(イ)協定案可決に向けた体制整備

特別清算手続を利用できるのは、大株主及び大口債権者の協力が得られる場合のみであり、実務上親会社の子会社を清算する場合によく用いられることは、既述のとおりです。

親会社としては、子会社の清算手続開始に先立ち、いかにして債権者の満足を得るかを検討しなければなりません。万一、破産の場合よりも弁済率の低い協定案を債権者集会に提出し、協定案が否決されて破産手続に移行するような事態になれば、グループ全体のイメージ失墜は避けられないからです。

(ロ)任意整理との連続性

会社の解散、特別清算に先立って、まずは任意整理を行った後、特別清算手続に移行することも考えられます。破産の場合に同様の手続を行うと、任意整理の結果が否認権行使の対象とされてしまう恐れがありますが、特別清算においては否認権がありませんので、このような柔軟な対応も可能になります。

(6) 税務上の課題

法人が解散決議を行うと、その翌日から清算事業年度となるため、通常1年間の事業年度が、年の途中で終了することとなります。清算事業年度の所得計算は、通常事業年度の所得計算と大きく異なるため、その特徴を把握したうえでのタックスプランニングが有効となります。

また、特別清算に至った会社のほとんどが大幅な赤字会社で債務超過となっていることが予想されます。このようなケースですと新たに納税が発生するということがあまりありませんが、逆にいかに税金を還付してもらうかが問題となってきます。

還付が考えられる税金は(八)のようになりますが、この中でも特に「欠損金の繰戻し還付」については還付額が多額となることもありえますので注意が必要となります。

(イ) 事業年度の取扱い

通常の場合が解散すると、その解散の日までを「解散事業年度」、その翌日からを「清算事業年度」とし、税額計算の方法なども大きく変更されます。

清算会社の場合には、解散決議が行われた日を解散の日とするとされています。

(ロ) 清算事業年度の所得計算

通常の場合事業年度の所得は益金から損金を控除するという方法により計算しますが、清算事業年度の所得は残余財産(すべての財産を換金して債務を弁済した残りの額)から、資本金等及び利益積立金額を差し引くという方法により計算されます。

したがって、不動産整理に伴う売却益が発生した場合においても、通常の場合事業年度では法人税が課税されるのに対し、清算事業年度では法人税が課税されないというケースもよくあります。

(ハ) 還付される税金の種類

清算会社はキャッシュに不足が生じている場合が多いため、いかに速やかに税金の還付が受けられるかがポイントとなります。清算会社で税金の還付が考えられる場合は以下のとおりです。

- (a) 利子、配当等の源泉所得税の還付
- (b) 都道府県民税の利子割額の還付
- (c) 法人税、消費税、地方税等の中間納付額の還付
- (d) 欠損金の繰戻し還付

欠損金の繰戻し還付とは、その事業年度において生じた欠損金額を、前事業年

度の所得と相殺することにより、その前事業年度に支払った法人税額を還付することが出来るという制度です。この取扱いは、現在凍結状態にあり、通常の法人の場合は適用することは出来ませんが、清算法人は原則どおりの使用が可能となっています。

しかし、特別清算に至った会社はその前の事業年度においても納税額が発生しているというケースは稀であると考えられるため、実務上はあまり活用されていませんが、資金不足のため前年に生命保険を途中解約した場合や不動産を売却した場合等で、多額の納税が発生してしまっている会社は検討の余地があります。

(二) 清算を活用した子会社等の整理

前述のとおり、最近では特別清算を子会社や関連会社の整理に利用するケースが多くあります。

この手法の税務上のメリットは、債権者を親会社一社にすることにより、整理手続きを迅速に終結させることが可能である点と、親会社において子会社等に対する債権の全額を貸倒処理することが出来るという点にあります。

第4 任意整理

1 総論

(1)任意整理とは

任意整理とは、倒産状態にある会社の再建や清算を、裁判所の関与なしに行うことをいいます。裁判所が関与する「法的」整理に対する用語として「任意」整理、「私的」整理などという呼称がされます。

任意整理の特徴は、債権者との合意によって、会社の再建ないし清算を進めていくという点にあります。

すなわち任意整理を実質的に分析すれば、倒産会社と債権者との個別の和解契約、示談契約の集合体によって、会社の清算、再建といった効果が生み出されることになるのです。

(2)いかなる場合に任意整理を行うか

(イ)任意整理のメリット

任意整理は裁判所を通さない手続きですから、法的整理の場合に裁判所に対して支払う予納金が不要になります。このため費用面においては任意整理のほうが優れているといえるでしょう。ただし、破産の少額管財手続が利用できる場合については、予納金額が20万円まで引き下げられたため、清算型任意整理を行う上での費用面のメリットはほとんど存在しなくなっています。

任意整理の実質は、再建や清算を目的とした各債権者との個別の和解、示談の集合体ですから、債権者の合意さえ得られれば、再建や整理の手続、内容を自由に決定することができます。このため、手続等が法定されている法的整理の場合よりも柔軟な解決が図りやすく、それによって倒産企業の意向を整理の内容に反映させやすいというメリットが存在します。

手続完了までの時間的コストについて、債権者の数が少なかったり、また債権者の協力が得られることが明らかな場合には、任意整理のほうが迅速であるといったメリットも有しています。

法的整理を申し立てる場合、その事実が周知されることで、会社の信用力を低下するという事は往々にして存在しますが、任意整理の場合は、そのような危険性は相対的に低いといえます。

(ロ)任意整理のデメリット

任意整理は、裁判所の関与なく手続が進められるため、一部の債権者に対する抜け駆け的整理を許したり、倒産会社の関係者、縁故者に有利な整理が行われるというリスクが存在します。

債権者間の不平等は、他の債権者の同意を得るに当たって大きな阻害要因となりますし、不平等であることを秘して任意整理を断行した場合、不利益を受けた債権者から、後に任意整理の無効を主張されたり、さらには一部の債権者に対する抜け駆け的整理が詐害行為であるとして、その取消しを請求されたりする事態も生じかねません。

任意整理は各債権者との和解ないし示談の集合体ですから、債権者が多数存在する場合や、任意整理に非協力的な債権者がいる場合には（例えば再建型任意整理の場面で破産手続の選択を主張する債権者など）任意整理が長期化することが予測されます。債権者の同意が得られなければ、結局は法的整理に移行せざるを得なくなるため、それまでの手続的、時間的なコストが無駄になってしまう危険性も存在します。

法的整理の場合には手続や内容が法定され、また手続が開始されれば何らかの結果が得ることができですが、任意整理においては、手続にどの程度の時間を要するか、最終的に任意整理がまとまるかどうかということについて、かなりの不確定要素を含んでいるのです。

法的整理には、担保権の実行中止や消滅請求、否認権の行使等、再建や整理を行うための強力な制度や権限が創設されていますが、任意整理を行う場合はこれらの規定を利用することはできません。

(3)再建型と清算型

法的整理の場合、再建型、清算型、いずれもその根拠となる法律や各種の規定によって、手続の進行や関係者の権限、義務が規定されています。

任意整理の場合も、会社の再建を目的とする場合と会社の清算を目的とする場合と大きく2分されます。

再建型の任意整理は、債務の一部免除や弁済期の繰り延べを受けつつ、再建計画に従った事業の継続と弁済の実行を行うという流れをとり、清算型の任意整理は、会社の財産を全て換価して弁済を行うという流れをとるのが一般的です。

任意整理の手続を規制する特別の法規は存在しないため、任意整理をすすめるにあたって法的なトラブルが発生した場合には、民法等の一般法によって対処していくこととなります。

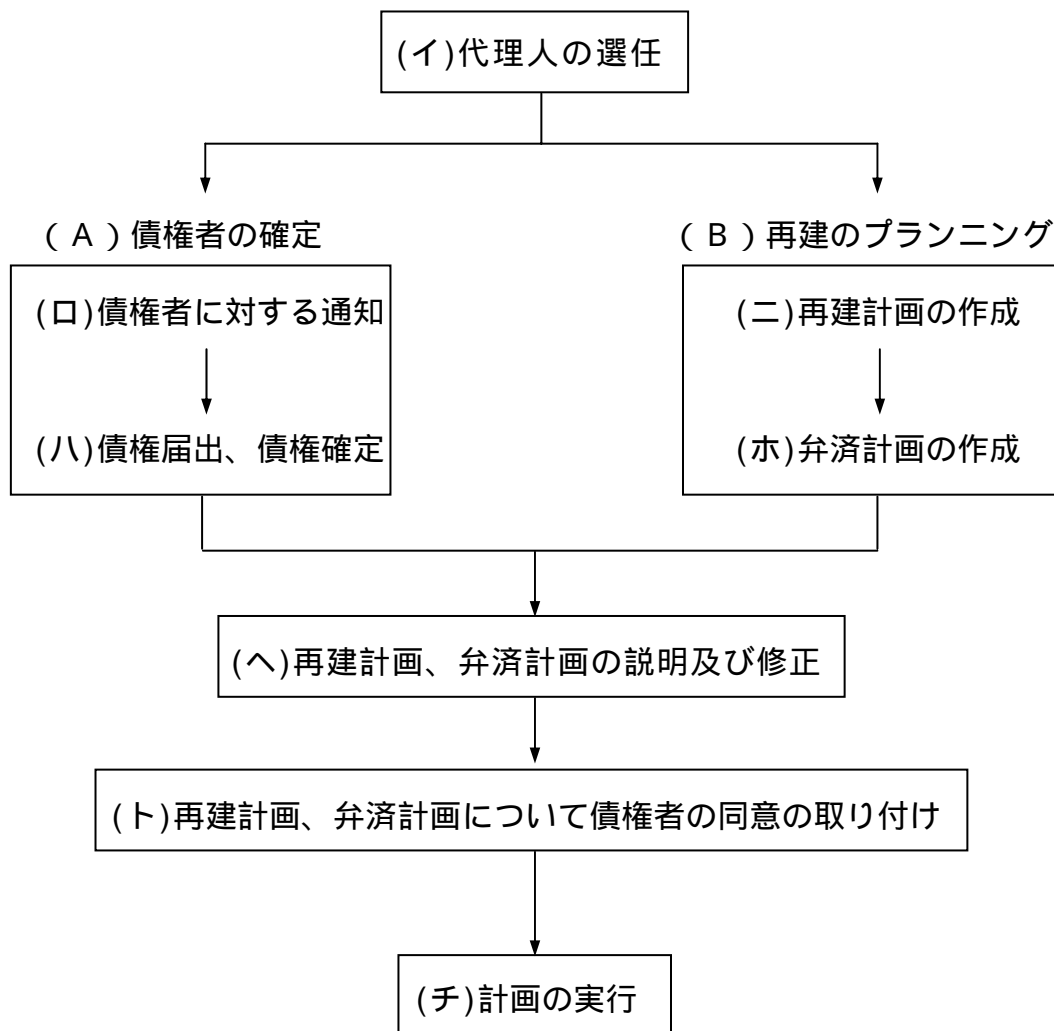
なお、再建型の任意整理に関しては、平成13年9月、有識者で構成される「私的整理に関するガイドライン研究会」によって「私的整理に関するガイドライン」が公表されましたが、このガイドラインには法規範性や罰則は存在せず、再建型任意整理を行う上での一つの例といった位置づけになります。

結局は任意整理の手続、内容は、倒産会社の意向や選任された代理人の裁量によって大きく左右されるもので、債権者との合意内容もケースバイケースで大きく異なってくるのです。

以下では、再建型の任意整理、清算型の任意整理、それぞれのモデルケースについて説明していくこととします。

2 再建型の任意整理

(1) 手続のフローチャート



(リ) 必要あれば、それぞれ段階で債権者集会を開催

(2) 手続の概要

(イ) 代理人の選任

再建型の任意整理には、債権者及び債権額を確定させて、会社の財産、事業価値を把握した上で、再建計画、弁済計画を策定し、計画について債権者の同意を得た上、計画を実行するという各別のプロセスが存在します。

例えば、債権を確定する際に、債権の存否や額について法的なトラブルが発生したり、再建計画や弁済計画の内容が複雑化、専門化することは容易に想像がつきま

すから、再建型の任意整理を行うにあたっては、代理人として弁護士を選任すべきですし、さらに公認会計士や税理士の協力を仰ぐことが不可欠である場合がほとんどといえます。

もちろん、会社の経営者が自身で再建計画、弁済計画を策定して、再建型任意整理を試みることも可能ですが、債権者は、現状の倒産状況を招来した経営者をよしと思っていないことが通常ですし、そのような会社経営者が策定した再建計画や弁済計画に対して疑義を呈されて、任意整理が進まなくなる危険性のほうが大きいといえます。

(ロ)債権者に対する通知

債権者に対し、再建型の任意整理手続を行う予定であることと、あわせて債権届出を行ってもらうように通知を行います。任意整理を行うという情報が事前に漏洩すると債権者の取付け騒ぎが生じかねませんから、通知は一斉に行い、通知後短期間内に債権者集会を開いて、債権者の不安を除去する必要があります。

任意整理が実行できるかどうかは、債権者の合意が得られるかどうかにかかっていることは何度も述べてきましたが、特に再建型任意整理を行う場合、財産を換価して配当を行うだけの清算型任意整理とは異なり、将来にわたって会社と債権者との関係が継続するわけですから、債権者への対応は慎重に慎重を期する必要があります。

債権者集会では、お詫びとともに倒産原因や再建計画のアウトラインについて説明を行い、任意整理について誠実な取り組みを行う姿勢を見せるべきでしょう。

(ハ)債権届出、債権確定

債権者からの債権届出に基づき、債権調査を行い、債権額を確定します。法的整理のような債権確定手続を利用することはできませんから、債権の存否や額に争いがある場合には、訴訟を行わざるを得なくなります。

(二)再建計画の作成

まず、会社が倒産状況に至った原因の分析を行います。現有資産、現負債、各事業の収益力、不採算部門及び不採算の原因、取引先、従業員の待遇等、会社の事業と収益に関するあらゆる情報を収集、分析します。

その上で、再建のための事業の取捨選択や事業内容の変遷、資産や事業の一部売却の検討、人員整理等をもりこんだ再建計画を作成します。

(ホ) 弁済計画の作成

再建計画による収益予測と負債額を対比して、債権者に対する弁済計画を作成します。

担保権者への対応をいかに行うか、債権の免除額や、弁済の繰り延べ期間について計画を立てることになりますが、公平、公正な弁済計画でなければ、債権者の同意を得ることは難しいでしょう。

再建計画や弁済計画を作成するにあたっては、現状で会社をたたんで資産を換価、配当するよりも、有利な弁済が受けられることを債権者にアピールするものでなければなりませんし、再建計画、弁済計画の実現が客観的に可能なものでなければなりません。

逆にこの段階で、実現可能性や実益に乏しい再建計画、弁済計画しか準備できないということになれば、清算型の法的手続ないし清算型の任意整理に方針転換すべきです。

(ヘ) 再建計画、弁済計画の説明及び修正

再建計画、弁済計画が完成した後、債権者の同意を得ることが必要になります。

事前に数期分の決算書類や、資産、負債の一覧表、再建計画、弁済計画の具体的な説明書等の資料を作成、交付し、債権者に対する誠実な説明を行うとともに計画に対する理解を求めます。

債権者の質問、疑問が重複するケースが多く、また任意整理に関する総意を形成するというメリットもありますから、この段階でも債権者集会を開催すべきでしょう。

当然、債権者集会の場においては、債権者からの厳しい質問があったり、再建計画、弁済計画の修正を求められることはありますが、誠実に対応し、実現可能な限り、債権者の同意を得られやすい内容に修正していくべきでしょう。

(ト) 再建計画、弁済計画について債権者の同意の取付け

再建計画、弁済計画について同意書を作成し、債権者の同意を得ます。

法律的には、この時点で債権者との和解ないし示談契約が成立し、債務の一部免除、弁済の繰り延べの効果が生じるとともに、会社において、再建計画、弁済計画の実行義務が発生します。

(チ)計画の実施

再建計画、弁済計画は、長期にわたるものですから、会社経営者や従業員の努力の継続が必要になります。

(リ)債権者集会

再建型の任意整理を行う場合、どの段階で債権者集会を行うという法律上の規制はありません。任意整理は債権者との合意で行われますから、任意整理に関する十分な情報と、それに対する債権者の意思が伝達されている限り、たとえ債権者集会を開催しなくても法的には何ら問題はありません。

しかし、再建型任意整理の場合、手続終了後も債権者と会社との関係は継続しますから、可能な限り債権者集会を開いて、債権者との信頼関係を構築することが肝要です。

再建型任意整理手続選択の通知後や、再建計画、弁済計画が完成した時点では債権者集会を開催すべきでしょう。

なお、「私的整理ガイドライン」においては、債権者集会を行う前段階として主要な債権者間で再建計画、弁済計画について協議を行い、当該主要債権者間で再建計画や弁済計画に同意できる見込みが無い場合には、法的整理の申立てを行うべきであるとされています。

倒産会社にとって、迅速かつ適切な手続の選択のためには、債権者集会の前提として、このように主要債権者間での協議を取り込むことも実益があるといえるでしょう。

(3)再建型任意整理の急所

(イ)手続進行の主体

法的整理においては、例えば更生管財人（会社更生）や、監督委員（民事再生）といった裁判所によって選任された機関が、再建計画を実施したり、再建の監督を行ったりします。

一方、再建型任意整理においては、倒産会社が選任した代理人によって整理手続が進行し、再建業務は倒産企業の経営者が行います。整理手続や再建業務について監督者は特に設けられません。このように手続、再建の主体が、倒産会社やその選任する代理人のみとなります。

このような手続進行主体の地位から、一部の債権者に対する抜け駆け的な整理を

行ったり、倒産会社の関係者、縁故者に有利な整理を行ったりするリスクが存在しますし、逆に代理人や会社経営者に対し、そのような圧力がかけられるというリスクも存在するのです。

一部の債権者に対する抜け駆け的整理が行われた場合、その整理は他の債権者に対する関係では詐害行為となって、取消しの対象となり得ますし、不平等な整理の内容は、不平等を受けた債権者にとっては要素の錯誤として整理（和解ないし示談契約）の無効事由ともなり得ます。

(ロ)法的整理への移行

再建型任意整理において策定される、再建計画、弁済計画は、債権者が同意しない限り何らの法的拘束力を生じるものではありません。

法的整理の場合、一定数、一定割合以上の債権者の同意によって、計画を認可することが可能とされていますが、任意整理の場合は、全債権者が再建計画、弁済計画に同意しなければ、そこで任意整理手続は完了したとはいえないのです。

もちろん反対債権者がごく少数かつ少額の債権者で、事実上異議を唱えない場合には問題は表面化しませんが、そうでない場合は任意整理手続がストップせざるを得なくなります。

その場合、会社自ら法的整理を選択せざるを得ませんし、さらには任意整理を進めている最中に、債権者の側から、法的整理の申立てをされるといった事態も想定されます。

このように会社ないし経営者が清算型任意整理を計画、実行した場合であっても、その実現は不確定であり、債権者の意向によっては、積み重ねたものが実質的に無駄になってしまうということもあるのです。

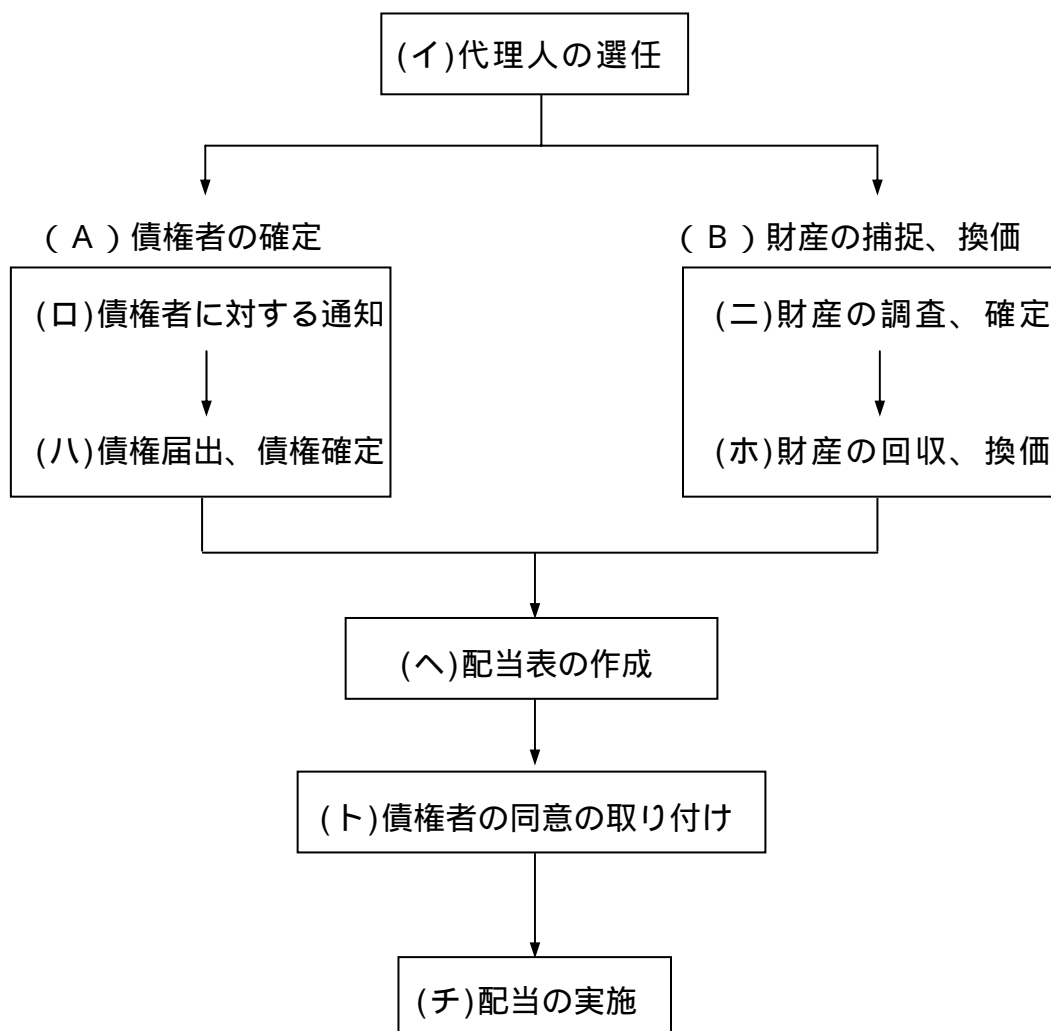
(4)税務上の課題

任意整理は債権者と債務者の話し合いにより進められる手続きであるため、法的関与がなく、その債務免除額等について客観的判断がしづらいという側面があります。そこで、税務上でも、会社更生や民事再生で認めてきた資産の評価損益や繰越欠損金の特例を認めていません。

但し、任意整理といえども、私的整理ガイドラインやRCC企業再生スキームに則った再生は、その手続きに客観性があると判断されるため、民事再生の場合と同様に、財産評価損益の計上及び特例欠損金の活用が認められています。

3 清算型の任意整理

(1) 手続のフローチャート



(リ) 必要あれば、それぞれ段階で債権者集会を開催

(2) 手続の概要

(イ) 代理人の選任

清算型の任意整理にあたって、債権者及び債権額を確定させ、会社の財産を捕捉、換価した上で、配当について全債権者の同意を得た上、配当を実施するという各別のプロセスが存在します。

債権の確定に際して争いが生じたり、取引先が売掛金の支払いに応じてくれない等、法的なトラブルが発生することは容易に想像がつきますから、清算型の任意整

理を行うにあたって、代理人として弁護士を選任すべきでしょう。

会社の経営者が自身で任意整理を行うことも可能ですが、債権者との感情的なトラブルが原因で任意整理が進まなくなる危険性のほうが大きいといえます。

(ロ)債権者に対する通知

債権者に対し、清算型の任意整理手続を行う予定であることと、あわせて債権届出を行ってもらうように通知を行います。

場合によっては、通知後短期間内に債権者集会を開き、債権者に対するお詫びと説明を行って、取り付け騒ぎを防止します。

(ハ)債権届出、債権確定

債権者からの債権届出に基づき、債権調査を行い、債権額を確定してリストを作成します。

サラ金業者等、利息制限法を越えた金利を設定している債権者に対しては、他の債権者との公平性を保つためにも、法律の限度利率による引きなおし計算を行うべきでしょう。

債権の存否や額に争いがあり、全く歩み寄ることが不可能な場合には、訴訟を行って債権額を確定せざるを得なくなりますが、そのような事態が予測される場合は、はじめから破産手続を利用するべきでしょう。

(ニ)財産の調査、確定

清算型任意整理を行う会社にどの程度の財産があるのかを調査します。調査漏れがないように留意しなければなりません。

調査の結果を踏まえて財産リストを作成し、換価が必要なもの、回収が必要なもの、担保権者との交渉が必要なもの、等に分類して今後行うべき清算活動の指針を明確にします。

なお、一部財産を隠匿して清算型任意整理を断行した場合、不利益を受けた債権者にとっては、要素の錯誤として整理（和解ないし示談契約）の無効事由ともなり得ます。

(ホ)財産の回収、換価

不動産に抵当権等の担保権が設定されている場合は、担保権者との交渉により、担保権抹消の合意を目指し、その上で売却します。未回収の売掛金等については、内容証明郵便等で督促を行います。動産や在庫商品についても、換価を行いますが、

売却先を見つけるのが事実上困難な場合が多いでしょう。

清算型の任意整理に伴い、会社は営業活動を停止するため、在庫商品の処分を行ったり、賃借している店舗や事務所の解約手続を行ったり、従業員の解雇によって賃金や社会保険料の発生を止めるなど、無用な債務の発生を除去することも必要となります。

持運びが可能な財産については、債権者による持ち出しが考えられますので、代理人において万全の管理を行うに越したことはありません。

(ヘ) 配当表の作成

回収、換価によって得られた財産から、公租公課等の優先的な債権の弁済を行い、その後一般債権者の債権額に応じて、残額を分配する配当表を作成します。

任意整理は、債権者との合意をそのよりどころとしますから、全債権者が同意するならば、一般債権者の間でも異なる割合の配当を設定することも可能ですが、それは極めて例外的な場合といえるでしょう。同順位の債権者間では、債権額にかかわらず平等の配当率を定めることを大原則とするべきです。

(ト) 債権者の同意の取付け

債権者に対し、作成した配当表の内容を通知し、配当表に従った配当の実施及び残債務の免除についての同意書を作成してもらいます。

(チ) 配当の実施

配当表に従った金銭を配当します。事前に振込先を通知してもらった上での、振込送金が確実でしょう。

(リ) 債権者集会

清算型の任意整理を行う場合に、どの段階で債権者集会を行うという決まりはありません。任意整理は債権者との合意で行われますから、任意整理に関する十分な情報と、それに対する債権者の意思が伝達されている限り、例えばすべてのやり取りを郵送で済ますということも可能です。

しかし、場合によっては、債権者集会を開いて、倒産原因や配当について説明を行うほうが債権者の任意整理に対する理解が得られやすかったり、手続をスムーズに進行させたりすることができます。また、債権者のほうから公的な説明の場を設けてほしいという要望があることも十分に考えられます。債権者集会を柔軟に運用して、任意整理の早期実現に活用することも一つの方法です。

なお、債権者集会を行う際には、倒産原因の説明書、資産リスト、負債リスト、配当表等の各資料を準備すべきでしょう。

(3) 清算型任意整理の急所

(イ) 清算型任意整理の実益

清算型任意整理手続は、その実質において、破産手続と同様のことを行いますが、破産手続においては、独立かつ中立の立場にある破産管財人が換価手続、配当を行いますので、債権者から見た場合には、破産手続のほうが、公平感、安心感を得やすいといえます。

さらに破産の少額管財手続を利用できる場合、裁判所に納める予納金が20万円まで引き下げられたため、費用の面では、破産も清算型任意整理も大差はないといえます。この場合、清算型任意整理が現実に機能する場面は、20万円の予納金すら払うのが困難な場合、換価できる財産が極めて少なくかつ換価が容易な場合、債権者が少なくまた清算型任意整理に異議がない場合など、極めて限定されているといえます。このように少額管財を利用できる場面においては、清算型任意整理を選択する実益が乏しいといえるでしょう。

なお、手続進行主体の地位や、法的整理への移行といった問題点に関しては、再建型任意整理と全く同様の問題が生じます。

(4) 税務上の課題

清算型任意整理は、破産や特別清算などの法的整理と比較し、その税務上の取扱いが異なる点はありません。各税務上の課題は次のとおりとなります。

(イ) 事業年度の取扱い

通常の商品が解散すると、その解散の日までを「解散事業年度」、その翌日からを「清算事業年度」とし、税額計算の方法なども大きく変更されます。任意整理の場合には、解散決議がされた日を解散の日とすることとされています。

(ロ) 清算事業年度の所得金額

通常の商品年度の所得は益金から損金を控除するという方法により計算しますが、清算事業年度の所得は残余財産(すべての財産を換金して債務を弁済した残りの額)から、資本金及び利益積立金額を差し引くという方法により計算されます。したがって、不動産整理に伴う売却益が発生した場合においても、通常の商品年度では法人税が課税されるのに対し、清算事業年度では法人税が課税されないというケース

もよくあります。

(八) 還付される税金の種類

清算会社はキャッシュに不足が生じている場合が多いため、いかに速やかに税金の還付が受けられるかがポイントとなります。清算会社で税金の還付が考えられる場合は以下のとおりです。

- (a) 利子、配当等の源泉所得税の還付
- (b) 都道府県民税の利子割額の還付
- (c) 法人税、消費税、地方税等の中間納付額の還付
- (d) 欠損金の繰戻し還付

欠損金の繰戻し還付とは、その事業年度において生じた欠損金額を、前事業年度の所得と相殺することにより、その前事業年度に支払った法人税額を還付することが出来るという制度です。

この取扱いは、現在凍結状態にあり、通常の法人の場合は適用することは出来ませんが、解散法人は原則どおりの使用が可能となっています。

しかし、清算に至った会社はその前の事業年度においても納税額が発生しているというケースは稀であると考えられるため、実務上はあまり活用されていませんが、資金不足のため前年に生命保険を途中解約した場合や不動産を売却した場合等で、多額の納税が発生してしまっている会社は検討の余地があります。